

平成23年度 第2回定例会議事日程 (第1号)

平成23年2月28日(月曜日)午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
行政報告
- 報第1号 下呂市国民保護計画の変更の報告について
- 日程第4 諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議第6号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議第7号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて
- 日程第8 議第8号 平成22年度下呂市一般会計補正予算
- 日程第9 議第9号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算
- 日程第10 議第10号 平成22年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第11 議第11号 平成22年度下呂市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議第12号 平成22年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算
- 日程第13 議第13号 平成22年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
- 日程第14 議第14号 平成22年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第15 議第15号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第16 議第16号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算
- 日程第17 議第17号 平成22年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算
- 日程第18 議第18号 平成22年度下呂市水道事業会計補正予算
- 日程第19 議第19号 平成22年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算
- 日程第20 議第20号 平成22年度下呂市立金山病院事業会計補正予算
- 日程第21 市長施政方針説明
- 日程第22 議第21号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第23 議第22号 金山町下沓部辺地総合整備計画の変更について
- 日程第24 議第23号 金山町東辺地総合整備計画の変更について
- 日程第25 議第24号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯等指定管理者の指定について
- 日程第26 議第25号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議第26号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議第27号 下呂市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第29 議第28号 市道の路線認定について
- 日程第30 議第29号 市道の路線変更について
- 日程第31 議第30号 市道の路線廃止について
- 日程第32 議第31号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例について

- 日程第 35 議第 34 号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第 36 議第 35 号 下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例について
日程第 37 議第 36 号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
日程第 38 議第 37 号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について
日程第 39 議第 38 号 下呂市子育て広場条例について
日程第 40 議第 39 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
日程第 41 議第 40 号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 42 議第 41 号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 43 議第 42 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 44 議第 43 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて
日程第 45 議第 44 号 平成 23 年度下呂市一般会計予算
日程第 46 議第 45 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
日程第 47 議第 46 号 平成 23 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 48 議第 47 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第 49 議第 48 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第 50 議第 49 号 平成 23 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算
日程第 51 議第 50 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計予算
日程第 52 議第 51 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
日程第 53 議第 52 号 平成 23 年度下呂市下呂財産区特別会計予算
日程第 54 議第 53 号 平成 23 年度下呂市水道事業会計予算
日程第 55 議第 54 号 平成 23 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
日程第 56 議第 55 号 平成 23 年度下呂市立金山病院事業会計予算

（追加日程）

追加日程第 1 議第 56 号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
について

追加日程第 2 議第 57 号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（21名）

議長	大前武憲	1番	今井政嘉
2番	山川博己	3番	日下部俊雄
4番	中島博隆	5番	伊藤嚴悟
6番	松井旬子	7番	一木良一
8番	奥田重後	9番	服部秀洋
10番	吾郷孝枝	11番	二村金吾
12番	中島新吾	13番	中島達也
14番	熊崎兼治	15番	木一良政
16番	中野憲太郎	17番	田口幸雄
18番	山下一彦	19番	二村勝己
21番	宮川茂治		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野村誠	副市長	中島薫
教育長	長谷川藤三	会計管理者	今井能和
監査委員	中島春夫	総務部長	熊崎武司
経営管理部長	村山鏡子	市民部長	今井隆夫
福祉部長	早兼高美	健康医療部長	青木進一
農林部長	田口守彦	観光商工部長	曾我満利
建設部長	二村文裕	上下水道部長	杉山裕
環境部長	今井弘司	教育部長	池戸昇
		金山病院	
消防長	住弥	事務局長	蒲宜久
萩原振興		小坂振興	
事務所長	中丸修治	事務所長	二村敏正
下呂振興		金山振興	
事務所長	細江義和	事務所長	中島俊則
馬瀬振興			
事務所長	川口太三		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	松村勝久	書記	二村勝浩
書記	松田健司		

午前 10 時 00 分 開会

◎開会及び開議の宣告

○議長（大前武憲君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

平成 23 年第 2 回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大前武憲君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、3 番 日下部俊雄君、4 番 中島博隆君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（大前武憲君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 19 日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 3 月 18 日までの 19 日間に決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（大前武憲君）

日程第 3、諸般の報告についてを行います。

市長行政報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

以上で行政報告は終わります。

続きまして、報第 1 号 下呂市国民保護計画の変更の報告について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

それでは、議案の 1 ページ目をお開きください。

報第 1 号 下呂市国民保護計画の変更の報告について。

下呂市国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条第 8 項の規定により、別紙のとおり報告する。平成 23 年 2 月 28 日提出です。

2 ページ目をお開きください。

下呂市国民保護計画新旧対照表で詳細を説明させていただきます。

今回の改正は大きく2点でございます。表の上段でございますが、第3編第3章1(3)で、第3章は関係機関相互の連携の記述でございますが、その3項目めに「武力攻撃事態等合同対策協議会への参加市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。」という文言を加えるものでございます。

二つ目として、下の段でございますが、第3編第6章2の中ほどでございますが、県に対する報告について、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式3号をもって報告するという内容を加えるものでございます。

なお、この計画について、軽微な変更につきましては議会への報告を要しないと定められておりますので、昨年4月の下呂市の機構改革に伴います部及び課等の名称変更などにつきましては計画書の配付をもってかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（大前武憲君）

これより報第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

21番 宮川茂治君。

○21番（宮川茂治君）

この法律というか、計画ができたときにもいろいろと申し上げたわけですけども、この法案をずうっと見てみましても、いわゆる外国から攻めてくるというのが主体になっておることですね。そうすると、どこが攻めてくるかと。だから、日本という国が戦争に入っていく態勢をつくっていくということにも結びついてくる法案になっておる。だから、核兵器の問題まで出てきておるという問題が一つあるわけ、実際の話がね。だから、これは国が完全に押しつけてきたという問題になっておるわけ。今でもそうでしょう。勝手に条例を変えたっていいんやと、何も議会の議決を得んでもいいというふうで出てきておるわけですから。だから、そういう法律をつくること自体がやっぱり間違っておるということが実際にあるわけ。日本という国は、第9条によって戦争放棄した国になっている。その国がなぜ戦争状態の国民保護法なんていうものをつくっていくか。それによって、それじゃあ戦争に国民も駆り立てていくというようなことにも結びついてくる可能性も持っておるわけや。そういう意味からいったって非常に危険性を持ったあれだというふうには私は考えるんで、これをなしにせよと言ったってなしになるわけではないけれども、だけど、そういう意味からいったってこの法案については賛成はできません。以上。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これにて諸般の報告を終わります。

◎諮第1号及び諮第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

続いて日程第4、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第5、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

諮第1号及び諮第2号について提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、住所、下呂市森764番地19、氏名、桂川榮男、生年月日、昭和17年8月16日。

提案理由、人権擁護委員 桂川榮男氏が平成23年6月30日に任期満了となるため。

続きまして、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、住所、下呂市馬瀬名丸985番地、氏名、大前一廣、生年月日、昭和22年12月16日。

提案理由、人権擁護委員 大前一廣氏が平成23年6月30日に任期満了となるため。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大前武憲君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明をいただきました諮第1号及び諮第2号の2議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第1号及び諮第2号の2議案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2議案に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本2議案に対する賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、桂川榮男さんを適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、諮第1号については桂川榮男さんを適任とすることに決定いたしました。

続いて諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、大前一廣さんを適任とするこ

とに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、諮第2号については大前一廣さんを適任とすることに決定いたしました。

◎議第6号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

日程第6、議第6号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議第6号について提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

議第6号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、下呂市金山町岩瀬816番地1、氏名、河尻明子、生年月日、昭和38年10月1日。

提案理由、教育委員会委員 河尻明子氏が平成23年5月13日に任期満了となるため。

よろしく願います。

○議長（大前武憲君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第6号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第6号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第6号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第7号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

続いて日程第7、議第7号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

それでは、議第7号でございます。平成22年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて。

地方財政法第6条の規定により、平成22年度下呂市一般会計は次のとおり、平成22年度下呂市下水道事業特別会計へ繰出しするものとする。

繰出額2億2,049万9,000円。平成23年2月28日提出。

提案理由でございますが、下水道事業に係ります社会資本整備総合交付金の交付に伴いまして、地方財政法の規定に基づき、基準外繰出金について議決を求めるものでございます。

これにつきましては、下水道事業に係ります繰出金につきましては、地方債の元利償還分について、毎年度、総務省から示されます地方公営企業繰出金についての通知に基づいて基準内の繰り出しを行っているものでございますが、本件につきましては、国の下水道国庫補助金が今年度よりすべて社会資本整備総合交付金となることによりまして一般会計での収入となりますために、基準外繰り出しとして議会の議決をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明をいただきました議第7号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第7号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第7号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第7号については原案のとおり可決されました。

◎議第8号から議第20号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

続いて日程第8、議第8号 平成22年度下呂市一般会計補正予算、日程第9、議第9号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算、日程第10、議第10号 平成22年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第11、議第11号 平成22年度下呂市老人保健医療事業特別会計補正予算、日程第12、議第12号 平成22年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算、日程第13、議第13号 平成22年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算、日程第14、議第14号 平成22年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算、日程第15、議第15号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計補正予算、日程第16、議第16号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算、日程第17、議第17号 平成22年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算、日程第18、議第18号 平成22年度下呂市水道事業会計補正予算、日程第19、議第19号 平成22年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算、日程第20、議第20号 平成22年度下呂市立金山病院事業会計補正予算、以上13件を一括議題といたします。

本件について提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいま一括上程されました議第8号から議第20号までの補正予算につきまして提案説明を申し上げます。

議第8号 下呂市一般会計補正予算につきましては、歳入では、市民税法人分、地方交付税の増額、事務事業の実績と補助事業の確定などに伴う分担金、使用料、国・県支出金、基金繰入金、諸収入、市債など、それぞれの増額または減額を計上しております。

歳出においては、平成22年度人事院勧告により期末・勤勉手当の支給月数を引き下げたことによる減額、下呂交流会館の施設管理経費と平成22年度事業費分確定による減額、森林間伐促進事業において下呂市森林集約化協議会が作業路に係る事業を直接実施することによる減額、現年補助林業施設災害復旧工事において県の治山事業対応となったことと事業費確定による減額などの補正が主なものでございます。また、この1月の臨時議会で国の補正に合わせて補正を行いました、主に地域活性化・きめ細かな交付金事業関係に係る繰越明許費の補正と、各事業の実績と補助等の確定による地方債の補正をあわせてお願いするものでございます。

議第9号から議第20号までの各特別会計及び企業会計補正予算につきましては、不足する経費の追加及び各事業の精算、年間見込みによる不用額の減額などの補正予算をお願いするものでございます。特に議第11号の下呂市老人保健医療事業特別会計については、本年度末をもって廃止することとしており、精算に係る補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当部長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

それでは、議第8号について詳細説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

それでは、下呂市一般会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

議第8号 平成22年度下呂市一般会計補正予算(第10号)。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2億1,817万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ217億7,410万円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条につきましては地方債の補正で、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

7ページをお開きください。

第2表 繰越明許費の追加は26件でございます。主にこの1月の臨時議会で国の補正に合わせて議決をいただきました、地域活性化・きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業に係りますもので、年度内完成が見込めないために繰り越しをするものでございます。

総務費の地域活性化・きめ細かな交付金事業の397万9,000円は、下呂市民会館、小坂山村開発センターの改修事業。

民生費、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業の138万9,000円は、福祉相談窓口整備事業。地域活性化・きめ細かな交付金事業の特別養護老人ホームあさぎりサニーランド改修事業に1,046万9,000円、デイサービスセンター改修事業に479万1,000円。保育園改修事業に578万1,000円を。

農林水産業費の地域活性化・きめ細かな交付金事業の1,170万8,000円につきましては、農業基盤施設改修事業として用排水路、また舗装工事を行うものでございまして、草地林地一体的利用総合整備事業3,877万2,000円につきましては、滝上牧場の装置造成工事において転石発生対策に不測の日数を要したことによるものでございます。地域活性化・きめ細かな交付金事業の1,338万8,000円につきましては、地場産材の活用事業。

また、商工費の商工業振興諸経費臨時の117万円につきましては、プレミアム商品券の発行事業におきまして換金が年度内に完了が見込めないためでございます。小坂観光施設管理費の臨時の794万9,000円につきましては、濁河温泉スキー場の施設撤去事業において降雪により年度内完了が見込めないためでございます。地域活性化・きめ細かな交付金事業において、下呂温泉の市街修景整備事業3,000万、地域観光資源活用事業760万円。

それから土木費、地域活性化・きめ細かな交付金事業において、市道改修事業に8,550万円でございます。8ページをお開きください。同じく、排水路改修事業2,625万円。下水道事業特別会計繰出金4,500万円は、国の補正予算によるもので、年度内完成が見込めないためでございます。地域活性化・きめ細かな交付金事業において、湯けむりの森の周辺整備事業1,054万、上村団地の整備事業930万円、住宅・建築物耐震等改修事業の年度内完成が見込めないためでございます。

消防費、地域活性化・きめ細かな交付金事業の4,593万6,000円につきましては、消防団の詰所整備事業及び防火水槽の整備事業を。防災行政無線の施設整備事業は307万7,000円でございます。

教育費の地域活性化・きめ細かな交付金事業につきましては、小学校校舎の体育館改修事業3,090万円、中学校体育館の改修事業680万円、公民館の改修事業4,176万1,000円、それから市民図書館の整備事業1,697万5,000円。それから地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業として、下呂市博物館の基本環境整備による知の拠点づくり推進事業費の1,634万1,000円でございます。

災害復旧費の現年補助林業施設災害復旧事業の401万1,000円につきましては、災害現場の先に森林

組合による間伐等の事業箇所がございまして、事業間での調整に日数を要したため、年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。

9 ページにつきましては、第3表 地方債の補正でございます。それぞれの事業費の確定によりまして借入限度額を変更するものでございます。地方債全体では1億3,750万円の減額となり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前のおりでございます。

11 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括でございます。

歳入予算の主なものは、市税が1億5,158万8,000円の増、地方交付税が1億3,000万の増、国庫支出金が2億3,732万3,000円の増、県支出金が1億9,477万8,000円の減、繰入金金が4億6,364万1,000円の減、市債が1億3,750万の減などでございます。

12 ページをお開きください。

歳出補正予算につきましては、総務費の2,289万1,000円の増でございますが、下呂交流会館の管理運営費及び事業費の減額に対しまして、公共事業基金への積立金が増となったことによるものでございます。

民生費の4,988万円の減は、子ども手当給付費、老人保護措置費、介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金の減額が主なものでございます。

衛生費の4,537万円の減につきましては、環境施設の管理運営費及び委託業務の入札差金でございます。

農林水産業費の1億3,242万1,000円の減は、造林事業におきまして森林集約化協議会が作業路に係る事業を直接実施することによるものでございます。

土木費の1億7,140万7,000円の増は、先ほど可決いただきました下水道事業の特別会計への繰出金が主なものでございまして、国の下水道国庫補助金が今年度よりすべて社会資本整備総合交付金となることにより一般会計での収入となるために、基準外繰り出しとして繰り出しすることによるものでございます。

災害復旧費の1億4,157万7,000円の減につきましては、現年補助林業施設災害復旧事業におきまして県の治山事業対応となったことと、事業費確定によるものでございます。

13 ページからは事項別明細でございます。

歳入歳出とも主なものを説明させていただきます。

13 ページの歳入でございますが、1 款の市民税の法人分1億5,158万8,000円の増につきましては、景気低迷の中で平成22年度当初予算の現年度課税分を1億7,260万4,000円と厳し目に見込んでおりましたが、結果として回復してきていることから増額するものでございます。

その下の10 款の地方交付税は、補正財源として留保しておりました普通交付税の1億3,000万円を計上するものでございます。

15 ページをお開きください。

中段の国庫支出金、民生費国庫負担金2,903万3,000円の減につきましては、主に子ども手当費の負担金に係る精算による減額でございます。

16 ページをお開きください。

土木費の国庫補助金1億9,993万1,000円の増につきましては、下水道国庫補助金が今年度より社会資本整備総合交付金となり、国より都市計画費の補助金として一たん一般会計への歳入と、その後繰り出しすることによる2億2,049万9,000円が主なものでございます。

その下の教育費国庫補助金の 4,697 万円の増は、下呂小学校の校舎改築事業に係ります公立学校施設整備費補助金、安全・安心な学校づくり交付金 4,712 万 2,000 円が主なものでございます。

19 ページをお開きください。

15 款県支出金、農林水産業費県補助金 1 億 4,405 万円の減は、草地林地一体的利用総合整備事業補助金 1,628 万 3,000 円の減でございます。20 ページをお開きください。造林事業の補助金におきまして、森林集約化協議会が作業路に係る事業を直接実施することによりまして 1 億 700 万円の減が主なものでございます。

中段の災害復旧費県補助金 5,405 万円の減につきましては、現年補助林業施設災害復旧事業におきまして県の治山事業対応となったこと、また事業費確定によるものでございます。

22 ページをお開きください。

16 款の財産収入の不動産売払収入 280 万 7,000 円の増は、水路敷、道路敷の法定外公共物の払い下げによるものでございます。

その下の物品売払収入 30 万 1,000 円につきましては、公用車の廃車 11 台に係る売り払い分でございます。

中段、17 款寄附金 510 万 3,000 円の増につきましては、福祉事業に対する民生費寄附金 20 件 215 万 8,000 円と、衛生費寄附金 1 件 9 万 5,000 円、ふるさと寄附金 21 件 285 万円でございます。

下段の 18 款繰入金、基金繰入金の 4 億 6,349 万 3,000 円の減につきましては、財政調整基金を 4 億円の減、ふるさと基金を 5,541 万 8,000 円の減、看護師修学資金基金を 588 万円の減が主なものでございます。

24 ページをお開きください。

20 款の諸収入、雑入の 6,325 万 3,000 円の増につきましては、総務雑入における市町村振興協会交付金の 5,017 万円が主なものでございます。これにつきましては、岐阜縣市町村振興協会より現保有基金に係る交付金が 4,332 万 3,000 円、商工業振興でのプレミアム商品券発行事業に対する交付金が 684 万 7,000 円でございます。

25 ページ、26 ページは、市債でございます。第 3 表の地方債補正で説明申し上げましたとおり、事業費、財源の確定などにより、事業ごとの起債額を変更しているものでございます。

27 ページをお願いします。

歳出でございます。

今回の歳出予算の補正につきましては、平成 22 年度人事院勧告により、期末・勤勉手当の支給月数を 4.15 から 3.95 に引き下げたことによります人件費の補正を計上しておりますが、末尾の給与費明細で御説明を申し上げますので、科目ごとでの説明は省略させていただきます。

28 ページをお開きください。

下段の財産管理費の 7,351 万 6,000 円の増につきましては、公共事業基金積立金の 8,965 万 2,000 円が主なものでございます。

29 ページ下段の企画費 4,361 万 8,000 円の増につきましては、30 ページにございます、岐阜縣市町村振興協会よりの交付金 4,332 万 3,000 円をもとにふるさと基金へ 4,332 万 4,000 円を積み立てるものと、ふるさと応援基金の積立金 285 万 8,000 円が主なものでございます。

31 ページをお開きください。

下段のコミュニティ施設費でございます。8,081 万円の減につきましては、32 ページにあります、下呂交流会館の管理運営費の 6,384 万 4,000 円の減と、下呂交流会館事業費の 1,640 万 8,000 円の減が主

なものでございます。これは、下呂交流会館の施設管理経費につきまして初年度ということもございまして当初の見込みより大幅に節減できたことと、下呂交流会館の管理事業費における平成 22 年度事業費分の確定によります減額でございまして。

37 ページをお開きください。

3 款の民生費の障がい者福祉費 376 万 2,000 円の増につきましては、社会福祉協議会が行う障害者の就労支援活動事業に対する補助金が 500 万円の減となったことと、障がい者福祉給付費の障害児の福祉手当、特別障害者の手当の支給見込みから 400 万を減することに対し、障害者自立支援法に基づく自立支援給付費が 1,238 万円の増となったことが主なものでございます。

38 ページをお開きください。

高齢者福祉費 1,417 万 1,000 円の減につきましては、老人ホームへの老人保護措置費 684 万円の減と、後期高齢者医療特別会計繰出金 398 万 4,000 円の減、金山サニーランドの洗濯機等の備品購入に係る入札差金 322 万 9,000 円の減が主なものでございます。

41 ページをお開きください。

上段の児童措置費 2,990 万円の減につきましては、子ども手当の給付費の事業確定に伴う減でございます。

45 ページをお開きください。

4 款の衛生費、保健衛生総務費 295 万 5,000 円の減は、46 ページにまいりまして、金山病院の事業会計への繰出金 1,100 万円の増に対し、国民健康保険特別会計の診療施設勘定繰出金 421 万 7,000 円の減と、看護師等の修学資金貸与事業 588 万円の減が主なものでございます。これは 22 年度の申し込み者が確定したことによるものでございます。

続きまして 47 ページでございますが、47 ページ下段の環境衛生費 578 万 7,000 円の減につきましては、48 ページにまいりますけれども、合併処理浄化槽の設置整備事業補助金 527 万 4,000 円の減が主なものでございます。これは平成 22 年度の設置基数が確定したことによるものでございます。

49 ページをお開きください。

49 ページ下段の塵芥処理費 1,188 万 5,000 円の減につきましては、50 ページにかかりますが、ごみ処理施設の管理運営費の電気料において 582 万の減、ごみ処理施設の維持修繕工事の内容精査による 232 万 2,000 円の減が主なものでございます。

51 ページでございます。

中段の環境衛生施設整備費 1,859 万 6,000 円の減につきましては、し尿処理施設の整備事業を見送ったことと、最終処分場の延命化に係る設計業務の入札差金でございます。

53 ページをお開きください。

6 款の農林水産業費の農業振興費 999 万 1,000 円の減につきましては、鳥獣害総合対策事業、馬瀬堀之内地区の防護さくの設置工事の完了による 235 万 6,000 円の減、上段、中山間地域直接支払事業補助金、耕作放棄地の解消等を目的とした事業の事業面積確定による 96 万 8,000 円の減、55 ページへまいりまして、中段の遊休農地解消支援事業補助金の実績による 78 万 3,000 円の減額が主なものでございます。

続きまして 55 ページでございますけれども、下段の畜産業費 2,296 万 7,000 円の減につきましては、56 ページ上段の草地林地一体的利用総合整備事業におきまして国費の大幅な削減によるものでございます。

56 ページでございますが、中段の農地費 2,281 万 5,000 円の増につきましては、57 ページ中段の県

営中山間総合整備事業、下呂南部地区、下呂金山の農業生産基盤及び農業生産環境の整備を総合的に県が主体となつて行う事業への負担金が事業量の増加によりまして 973 万 5,000 円ふえたこと、また乗政から御厩野を結ぶ農道整備負担金が事業量の増によりまして 1,166 万 7,000 円ふえたことが主なものでございます。

59 ページをごらんください。

下段の林業振興費 1 億 1,918 万 7,000 円の減につきましては、60 ページにかかりますが、中段の間伐促進事業において、森林集約化協議会が作業路に係る事業を直接実施することによりまして 1 億 700 万円の減が主なものでございます。

63 ページをごらんください。

7 款の商工費、商工業振興費の 992 万の減は、事業所等に対します設置補助、初期投資の補助、新規雇用補助を行う企業立地促進支援事業におきます補助確定による 792 万円の減が主なものでございます。

66 ページをお開きください。

8 款の土木費の道路維持費 1,400 万の減は、事業の確定によるものでございます。

67 ページでございますが、中段の地域活力基盤創造交付金事業費 4,336 万の減は、主に小川 2 号線に係ります事業確定によるものでございます。

68 ページをごらんください。

68 ページの下段の公共下水道費 2 億 2,633 万 7,000 円の増につきましては、国の下水道国庫補助金が今年度より社会資本整備総合交付金となることによりまして一般会計での収入となるために、基準外繰り出しとして下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。

72 ページをお開きください。

下段の 9 款消防費、災害対策費 891 万 9,000 円の減は、災害対策諸経費臨時にて平成 22 年度ハザードマップを作成することとしておりましたが、土砂災害警戒区域等の指定がおくれているために、年度内作成ができないための減額でございます。

78 ページをお願いいたします。

11 款の災害復旧費の林業施設災害復旧費 1 億 2,937 万円の減につきましては、金山町の東沓部の登呂瀬線が県の治山事業対応となったことと、その他の路線に係る事業費が確定したことによるものでございます。

中段の公共土木施設災害復旧費 1,220 万 7,000 円の減は、事業費が確定したことによるものでございます。

79 ページからは給与費の明細でございます。特別職で、一番下の比較欄をごらんください。長と議員欄につきましては、平成 22 年度人事院勧告によりまして期末・勤勉手当の支給月数を 4.15 から 3.95 ヶ月に引き下げたことによりまして期末手当の減額等でございます。その他の特別職欄の職員数、報酬の減につきましては、各協議会の委員等の減員と、それに伴う報酬の減でございます。

80 ページをお開きください。

一般職員の給与費明細書でございます。総括の比較欄をごらんください。給料、職員手当に係る明細は 81 ページ以降でございます。合計で 5,067 万 4,000 円の減額となっております。

86 ページをお開きください。

86 ページは、地方債の調書でございます。合計欄の一番右側は、地方債の年度末現在高の見込み額でございます。補正後は 268 億 2,197 万 6,000 円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第9号から議第11号について詳細説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

それでは、議第9号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,365万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,421万2,000円とするものでございます。平成23年2月28日提出でございます。

それでは、93ページの歳入の方をお開きください。

初めに、高額医療費共同事業費負担金でございます。補正額は117万5,000円でございます。これは国庫負担金である平成22年度の高額医療費共同事業拠出金の額が確定しまして、その4分の1の額が交付されたため、増額補正をするものでございます。

次に、国庫負担の特別調整交付金533万4,000円の補正でございます。これは現年度分でございますが、小坂診療所運営費補助の増額及びレセプト審査システムの導入に係る負担金の増に伴う増額補正でございます。

その下の国庫補助金27万4,000円につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、前期高齢者の自己負担が2割になる予定でしたが、それが1割に据え置きになったということで、その受給者証の更新に伴う補助金の増額補正でございます。

続きまして県支出金、高額医療費共同事業費負担金でございます。補正額117万5,000円でございます。これは県負担金である平成22年度高額医療費共同事業拠出金の額が確定したことによりまして、その4分の1の額が交付されました。その増額補正でございます。

続きまして94ページをお願いします。

共同事業交付金の補正でございます。補正額は613万6,000円でございます。これは1件当たり80万以上の高額医療費に対する共同事業交付金でございます。平成22年度の見込みにより増額補正をするものでございます。それから、その下の保険財政共同安定化事業交付金、減額の551万7,000円でございますが、県内市町村の国保間の保険税平準化のために、1件当たり30万以上80万未満の医療費について市町村の拠出金により交付される安定化事業の交付金でございます。22年度の見込みにより減額補正をするものでございます。

その下は利子及び配当金、減額の35万3,000円でございます。

続きまして繰入金でございますが、一般会計繰入金、補正額991万4,000円、まず保険基盤安定（保険税軽減分）でございます。これは保険基盤安定、軽減分の繰入金で、交付決定に伴いまして907万8,000円の増、それから支援分につきましては62万9,000円の増額でございます。そして職員の給与費につきましては、時間外勤務手当等による補正で20万7,000円の増ということでございます。

次に95ページでございます。

一般管理費は、給与等でございます。

その下の連合会負担金193万4,000円の補正でございますが、これは国保連合会が導入しますレセプト審査システムの経費に伴う負担金の増額補正でございます。

次に96ページをお願いします。

賦課徴収費 13 万 3,000 円、これは人件費の増額でございます。時間外勤務手当の増額によるものでございます。

それから保険給付費、療養諸費につきまして、一般被保険者療養給付費、その下の退職被保険者につきましては、これは充当額の変更による補正でございます、補正額はございません。

その下の 40 万の補正につきましては、これは退職者療養費のマッサージとかコルセット等で、実績の見込み額から推計した増額補正でございます。

次に、その下の保険給付費、高額療養費につきましても、充当額の変更によるもので、補正額はございません。

次の 98 ページにつきましても、同じく充当額の変更で、補正額はございません。

それから 99 ページでございますが、共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金でございます。補正額 470 万 3,000 円でございますが、高額療養費の発生によりまして国保財政負担の影響を緩和するため、県内市町村が共同拠出して、額の確定による増額補正でございます。

それから、その下の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、減額の 6,165 万 1,000 円、これにつきましては県内市町村の国保税の平準化と国保の財政安定化を図るための共同拠出金でございます。これも国保連の通知によりまして、額の確定により減額補正するものでございます。

次に、基金積立金につきましては減額 35 万 3,000 円、これは利子の減額でございます。

続きまして 100 ページでございますが、諸支出金、直診勘定会計繰出金、補正額 340 万でございます。これは小坂診療所の運営費で、特別調整交付金、運営費補助金の増額に伴う繰出金の増額補正でございます。

最後に、予備費でございますが 7,474 万 1,000 円、これは余剰財源を予備費へ入れるもので、歳入歳出予算の調整に伴うものでございます。

続きまして、議第 10 号 平成 22 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,230 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,481 万 6,000 円とするものでございます。平成 23 年 2 月 28 日提出。

それでは 110 ページをお開きください。

歳入でございますが、後期高齢者医療保険料の保険料でございます。特別徴収保険料につきまして補正額 5,901 万 8,000 円の減でございます。これにつきましては、今年度の実績から収入全体が減額になる見込みです。また、当初予算の見積もりでは特別徴収の割合と普通徴収の割合を 85 対 15 で見積もっておりましたが、実績では 70 対 30 という割合になったための減額ということでございます。

それから普通徴収保険料につきましても、同じく割合の実績の変更によりまして、普通徴収は 30% ということで、保険料が増額になるということで補正をするものでございます。

続きまして繰入金でございますが、一般会計繰入金、事務費繰入金 150 万 1,000 円、それから保険基盤安定繰入金 108 万 1,000 円、保健事業費繰入金 140 万 2,000 円。これは、事務費の方は郵便料等の減による補正でございます。それから安定繰入金の方は、低所得者の被保険者の扶養者に係る保険料軽減分で、広域連合からの通知に基づき減額するものでございます。その下の保健事業は、健やか健診による実績で減額するものでございます。

続きまして歳出でございますが、一般管理費 90 万 1,000 円、これは被保険者の更新に伴う郵便件数の減による減でございます。

それから徴収費は 60 万の減、これは口座振替の領収書等、通知書の減による減でございます。

続いて一番下でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。2,080 万 4,000 円の減額でございます。これは広域連合への納付金で、保険料及び保険基盤安定並びに保健事業費の額の確定によりまして減額するものでございます。

続きまして老人保健でございますが、113 ページをお開きください。

議第 11 号 平成 22 年度下呂市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 3 号）。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 290 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 337 万 3,000 円とするものでございます。平成 23 年 2 月 28 日提出でございます。

それでは 118 ページをお開きください。

この老人保健につきましては、先ほど市長の方から説明がございましたように、22 年度でこの制度が終わりまして、23 年度からは特別会計ではなくて一般会計の方に移行するというので、今回この補正で全額精算して補正をするということでございます。

まず歳入の方は、医療費交付金と審査支払手数料交付金でございます。合わせて 140 万 9,000 円の減額でございます。

それから繰入金につきましては、一般会計繰入金、補正額 185 万 5,000 円の減でございますが、これも同じように実績から減額するものでございます。

それから雑入も同じように、第三者納付、これは交通事故等で一時立てかえて払う分でございますが、これも減額補正をするものでございます。

それから歳出につきましては、一般管理費、これも精算によります不用額を減額するものでございます。

その下の医療給付費 253 万 1,000 円の減、これも 20 年 3 月以前の医療費分と過誤または審査の月おくれ分についてですが、これも精算によります不用額の減でございます。

次に 120 ページでございますが、医療費支給費、補正額 15 万 3,000 円の減、これは 20 年 3 月以前の鍼灸とかコルセットなどの請求分で、これも不用額を補正減にするものでございます。

その下も同じく、精算によります減額補正でございます。

その下の償還金につきましては、財源更正のみで、補正額はございません。

あと、一般会計繰出金につきましては、歳入が 7,000 円超過したための調整でございます。

それから公債費につきましても、不用額の減でございます。

それから予備費も同じく、不用額の補正減ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大前武憲君）

補正予算の詳細説明の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き詳細説明を受けます。

議第 12 号及び議第 13 号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（早兼高美君）

それでは 123 ページをお開きください。

議第 12 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 5 号）でございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第 1 条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 609 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,050 万 5,000 円とするものでございます。平成 23 年 2 月 28 日提出。

次に 126 ページをお開きください。

まず歳入の主な補正でございますけれども、上段の表、介護給付費収入の居宅介護サービス費収入では訪問介護費収入 300 万円、その下の施設介護サービス費収入では小坂老健の利用者分について 474 万 1,000 円をそれぞれ減額しております。これらは現時点でそれぞれの収入済み額と今後の見込み額を算定し、減額としたものでございます。

一つ飛びまして下の表でございます。特定入所者介護サービス費収入 129 万円の増額につきましても、同様の理由によります見込み額の増額でございます。

次に 128 ページからの歳出でございます。

総務費、一般管理費 124 万 4,000 円の減額につきましては、主なものとしまして、説明欄の下の表、小坂老健施設一般経費としまして、増床分の電気料見込み額につきまして 150 万の減額などとしておりますのが主なものでございます。

また、下段の表をごらんいただきますと、居宅サービス事業費の訪問介護サービス事業費につきましては、説明欄のとおり、諸委託料のサービス見込み額の減による 254 万円の減額などが主なものでございます。

次のページ、施設介護サービス事業費でございます。212 万 9,000 円の減額補正につきましては、人事院勧告による小坂老健医療職・介護職の期末・勤勉手当の支給月数の引き下げによる 203 万 8,000 円の減額などが主なものとなっております。

なお、131 ページからは給与費明細等となっております。

それでは次に 137 ページをお開きください。

議第 13 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 5 号）でございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第 1 条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,135 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 9,867 万円とするものでございます。平成 23 年 2 月 28 日提出。

次に 142 ページをごらんください。

まず歳入の主な補正につきましては、中段の表、国庫支出金の介護給付費負担金 675 万円の減額につきましては、算出のもととなる施設、あるいはそれ以外のサービス給付費について、これまでの実績と今後の見込み額の減額によるものでございます。

次の下段の表、国庫補助金の調整交付金 200 万円の減額につきましても同様に、総介護給付費の見込み額の減額に伴うものでございます。

143 ページ上段の表、支払基金交付金の介護給付費交付金 1,200 万円の減額につきましても、同様の理由でございます。

次に、県支出金の介護給付費負担金 625 万円の減額につきましても同様に、算出のもととなる施設、あるいはそれ以外のサービス給付について、これまでの実績と見込みによる減額でございます。

以上の負担金、あるいは交付金につきましては、国・県ともにそれぞれの総給付額にそれぞれの法定率を掛けた額となっております。

次に 144 ページ中段の表、繰入金、一般会計繰入金として介護給付費繰入金 500 万円の減額につきましては、総介護給付費の実績と見込み額による保険者の負担率を掛けまして減額計上しております。

次に同じ表の一番下、地域支援事業繰入金（その他）310 万 2,000 円の減額につきましては、担当職員の期末手当の月数の減による減額となっております。

また、一番下の表、介護保険基金繰入金 819 万円の減額につきましては、介護給付費充当分と繰入金、保険相当分のそれぞれの実績と見込みの減によるものでございます。

次に 145 ページからの歳出の主なものでございます。

まず総務費、総務管理費の下の段、地域包括支援センター管理費をごらんいただきますと 130 万 2,000 円の減額でございます。センター職員の期末・勤勉手当の支給月数の減でございます。

次に 146 ページからの保険給付費、介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費 1,000 万円の増額につきましては、通所介護、あるいは短期入所生活などの給付実績と見込みでございます。

次の施設介護サービス給付費 2,500 万円の減額につきましては、介護老人福祉、あるいは保健施設の給付実績と見込みによるものでございます。

次の居宅介護住宅改修費 150 万円の増額につきましては、住宅改修見込み件数が 20 件ほどふえることによるものでございます。

次に 147 ページに移りまして、介護予防サービス給付費 1,100 万円の減額につきましては、主に介護予防通所、あるいは訪問サービスなどの、次の地域密着型介護予防サービス給付費 500 万円の減額につきましては、小規模多機能型、あるいは日常対応型などの給付実績、見込みによるものでございます。

次の介護予防住宅改修費 150 万円の減額につきましては、同じように住宅改修見込み件数が 10 件ほど減ったことによるものでございます。

次の介護予防サービス計画給付費 200 万円の減額につきましては、ケアプランの作成費につきましての実績と見込みによるものでございます。

最後に次の 148 ページ中段の表、高額介護サービス費 300 万円の増額につきましては、要介護認定者、あるいは高額自己負担に対する少額給付実績や見込みによるものでございます。

なお、150 ページからは給与費明細書となっております。

以上、両会計について御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 14 号及び 15 号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（杉山 裕君）

それでは 155 ページをお願いいたします。

議第 14 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）。

平成 22 年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,403 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9,248 万 5,000 円とする。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。平成 23 年 2 月 28 日提出。

158 ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。事業名、金山町簡易水道施設整備 230 万円です。東橋のかけかえに伴う水道管の橋梁添架一部工事費を繰り越すものでございます。

次のページの第3表 地方債補正でございますが、今回の補正によりまして起債限度額を変更するものでございます。3,180 万円減額しまして1億 6,100 万円とします。

163 ページをお願いいたします。

歳入です。主なものについて説明申し上げます。

中ほどの使用料及び手数料、水道使用料でございますけれども、全体で1,228 万 9,000 円減額しまして4億 5,722 万 8,000 円とします。年度末の収入見込みでございます。

次のページへ行きまして、少し飛びます。165 ページ一番下ですけれども、市債、水道整備事業債 3,180 万円の減額、1億 6,100 万円とします。事業費の減額に伴うものでございます。

次の166 ページをお願いいたします。

歳出です。

まず総務費の一般管理費、右説明欄ですが、職員給与費につきましては8人分でございます。その下の一般管理諸経費、消費税につきましては206 万 9,000 円減額します。今回の補正に伴って減額補正をするものでございます。

次、施設管理費でございますが、右下、下呂簡水の委託料 220 万円の減額ですけれども、施設の日常管理、業者に委託をしております。管理内容の精査による減額でございます。

次のページ、施設整備費です。右説明欄ですが、萩原簡水の工事費 1,100 万円の減額。これにつきましては、西上田地区におきまして下水工事にあわせて老朽管の布設がえを考えておりましたけれども、この路線について23年度へ送られたということで減額をするものでございます。一つ飛びまして、下呂簡水の委託料 1,233 万円の減額でございますけれども、現在、竹原地区におきましては簡水の機能強化事業を行っております。この委託料につきましては、詳細設計として乗政浄水場の急速ろ過、そして宮地配水池の設計、それぞれ上げておりましたけれども、今回、宮地配水池の設計について見合わせるということで減額するものでございます。次の工事請負費 399 万 2,000 円の減額につきましては工事の精算です。内容としましては、宮地の浄水場の急速ろ過に5,040 万、久野川の浄水場の方に590 万 7,000 円となっております。次の金山簡水の施設整備費、工事請負費で228 万 5,000 円減額にしておりますけれども、東橋のかけかえに伴う水道管の布設がえ、精算見込みでございます。

次のページへ行きまして169 ページまで飛びますが、予備費でございます。711 万 4,000 円減額しまして487 万 1,000 円とします。予算を調整するものでございます。

続きまして177 ページをお願いいたします。

議第15号 平成22年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成22年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億 1,120 万 6,000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 4,251 万 9,000 円とするものです。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

180 ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。事業名ですが、公共下呂処理区整備費 2,500 万円、東上田地区の舗装工事です。萩原処理区整備費 7,000 万、西上田地区の下水管工事でございます。この二つにつきましては、今回の国の補正に伴う繰り越しでございます。その下の金山処理区整備費 200 万につきましては

は、東橋かけかえに伴う一部工事の繰り越しでございます。

次のページの第3表 地方債補正につきましては、今回の補正に伴って借入限度額を変更するものでございます。1,140万減額しまして2億6,950万とします。

185ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

分担金及び負担金、下水道分担金ですけれども、617万9,000円増額しまして6,387万4,000円とします。一括払いの方が予定より多かったといったことで増額補正をするものでございます。

次の負担金でございます。下水道負担金785万8,000円増額しまして6,121万円とします。これも同じく一括の方が多かったことによる増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

下水道使用料です。561万7,000円増額しまして5億66万7,000円とします。右説明欄に詳細を載せておりますけれども、ばらつきはございますけれども、年度末の収入見込みでございます。

次の187ページですが、中ほどです。国庫支出金の下水道費国庫補助金2億2,049万9,000円の減額、全額落としております。これは、先ほど議第7号で承認いただきましたけれども、補助金から交付金にかわったことによる全額の落としでございます。

次のページをお願いいたします。

188ページの中ほどです。繰入金、一般会計繰入金でございますが、2億2,631万6,000円増額しまして17億6,988万8,000円とします。右説明欄ですが、公債費分、あるいは高資本分については、この補正に伴う変更でございます。中ほどの建設改良費分、括弧して交付金分と書いてございますが、この2億2,049万9,000円がここで一般会計からの繰り入れとしていただくものでございます。

その下の基金繰り入れですが、2,543万2,000円減額して656万8,000円とします。これにつきましては、下水道負担金、分担金、あるいは使用料、これらが伸びたことによって基金からの繰り入れを少なくするものでございます。

次のページの一番下です。下水道事業債1,140万円減額して2億6,950万円、事業費の変更に伴う減額でございます。

次の190ページをお願いいたします。

歳出です。

総務費の一般管理費、職員給与費については11人分です。次の一般管理諸経費、委託料ですけれども190万円の減額、下水道台帳の整備による精算でございます。

次のページの施設管理費、中ほどからですが、公共下水道、それから特定環境保全公共下水道、それから農集と続いておりますけれども、これは通常の運営管理費でございます。精算もしくは精算見込みによる減額補正でございます。説明は省略させていただきます。

次のページへ行きまして中ほどです。施設整備費の公共下水道施設整備費、右説明欄ですが、公共下呂処理区の補償金、これにつきましては、東上田地区におきまして水道の移転補償費を見ておりましたけれども、路線を23年度に送ったことにより、ここで減額をするものでございます。

次のページの上から5行目ほど、金山処理区の工事請負費201万9,000円の減額につきましては、中央監視装置の更新工事、精算によるものでございます。

その下の農集の同じく金山処理区の整備費でございますけれども、473万1,000円の減額につきましては、中央監視装置の精算、もう一つは東橋かけかえに伴う下水管布設がえの精算でございます。

一番下の基金積立金については366万1,000円減額して2,359万円とします。

次のページをお願いいたします。

公債費については、元金、利子、それぞれ借入額の決定によって減額をします。

次のページの予備費につきましては、1,113万2,000円増額しまして、2,561万円でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第16号について詳細説明を求めます。

健康医療部長。

○健康医療部長（青木進一君）

それでは203ページをお願いいたします。

議第16号 平成22年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）でございます。

平成22年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ277万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,495万8,000円とするものでございます。平成23年2月28日提出。

次、209ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず一番上、医業収益でございます。入院・外来合わせて実績により837万6,000円を減額するものでございます。入院収益の減額につきましては、入院患者数及び入院単価の減によるものでございまして、外来収益の減額につきましては、診療報酬が変更になったことなどにより、加算等の減額による減収が主な要因でございます。

次、介護収益につきましては、これも実績により415万9,000円増額するものでございます。延べ利用人数の増加とリハビリ加算等による単価アップが主な要因でございます。

次のページ、諸収入の雑入でございます。主なものとしまして、長寿社会づくりソフト事業交付金242万3,000円が主なものでございます。

次、212ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段、医業費で251万2,000円の減額でございます。内訳としまして、職員給与費で521万円の減額と、213ページ下段、小坂診療所医療事業、医薬材料費で269万8,000円の増額でございます。これにつきましては、健診事業の伸び及び馬瀬診療所での診療に必要な医薬材料等の購入に伴う増額でございます。

以下は少額のため、説明を省略いたします。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第17号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（細江義和君）

それでは、予算書の221ページをお願いします。

議第17号 平成22年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第4号）。

平成22年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,571万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,310万3,000円とするものです。平成23年2月28日提出。224ページをお願いします。

初めに歳入ですが、中段の繰入金におきまして、管理運営基金から繰入金346万8,000円の減額補正をするものです。

次、下段ですが、雑入におきまして補正額1,909万4,000円の増額補正ですが、これの内訳につきましては、電力会社の送電線に伴う地役権設定補償費1,889万円の増額補正が主なものです。

続きまして歳出ですが、上段の総務管理費におきまして、下呂財産区管理運営基金への積立金1,802万3,000円の増額補正をするものです。

次に下段の財産管理費におきまして、事業費の215万3,000円の減額補正ですが、これの主なものは、臨時雇用賃金192万円の減額補正が主なものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第18号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（杉山 裕君）

それでは227ページをお願いいたします。

議第18号 平成22年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、平成22年度下呂市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成22年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。

収入です。水道事業収益1,144万円減額しまして2億5,970万円とします。支出です。水道事業費用916万4,000円減額しまして1億6,294万9,000円とします。

第3条、予算第4条本文括弧書き、このかぎ括弧の内容ですけれども、今回の補正によりまして資本的支出の補てん財源に変更が生じます。その金額を明示しております。

次のページをお願いいたします。右上ですけれども、かぎ括弧に改め、資本的支出を次のとおり補正する。支出です。資本的支出を3,307万9,000円減額しまして3億9,942万5,000円とします。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費です。24万減額しまして2,483万2,000円とします。平成23年2月28日提出。

239ページをお願いいたします。

それでは、明細書にて説明申し上げます。

まず収益的収入及び支出です。収入ですけれども、水道事業収益で、水道料金890万2,000円減額しまして2億5,530万6,000円とします。以下、雑収益、消費税、それぞれ減額補正をしております。

次のページをお願いいたします。支出でございます。水道事業費用でございますが、左の目の欄、1の原水及び浄水費、2の配水及び給水費、3の総係費、次のページへ行きまして、資産減耗費、これらはそれぞれ通常管理運営費でございます。精算もしくは精算見込みによる減額でございますので、説明を省略させていただきます。ただ、右下ですけれども、手数料の3万5,000円、次のページの3行目ほどの保険料1万7,000円を上げていますけれども、車両を購入することにしておりますので、ここで増額補正をお願いするものでござい。

次の242ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。建設改良費、改良費分でございますが、右付記欄で、一般改良工事 420 万円の減額、精算によるものでございます。これは浄水場取り入れ口上ののり面改良工事を行ったことによるものでございます。次の配水管新設工事 1,150 万円の減額、下水工事にあわせまして管を新設予定しておりましたけれども、路線が先の年度に送られたことよってこの金を減額するものでございます。配水管の改良工事 123 万円の追加につきましては、精算見込みでお願いをするものでございます。

次の車両購入費 139 万 1,000 円の追加ですけれども、長年使っておりました軽のワンボックスが 1 ヶ月ほど前突然動かなくなって修理不能となりました。したがって、今回追加でお願いをするものでございます。

次の委託料 2,000 万円の減額でございますけれども、新浄水場建設工事に関係した施工管理業務、内容としましては、現在の東上田の浄水場取り壊しの積算業務と跡地の有効利用のために設計の業務委託料を計上しておりましたけれども、再度検討しました結果、当面、資材置き場等として現状のまま使いたいと、そういったことで委託料を今回落とすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 19 号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

それでは 243 ページをお開きください。

議第 19 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 4 号）。

第 2 条では、下呂温泉合掌村利用収益 2,092 万円を減額して 1 億 5,631 万 3,000 円とするものです。

第 3 条では、下呂温泉合掌村事業費用 3,782 万円を減額して 2 億 7,284 万 6,000 円とするものであります。次のページへ行きまして、事業費用として 1,366 万 6,000 円を減額して 3 億 90 万 4,000 円とするものであります。

第 4 条では、資本的支出 270 万円を減額いたしまして 8,828 万円とするものであります。

255 ページをお開きください。

収益的収入の方ですが、営業収益で、利用収益 2,092 万円を減額するものであります。これは入場料の減額によるものであります。2 番目の販売収益 1,690 万円の減額は、一般売り上げ、売店の売り上げの減額によるものであります。

次のページですが、支出、事業費用で、賃金の減が 150 万、委託料の減が 260 万円となっています。3 番の販売費用で 770 万円の減ですが、原材料費の減、販売品仕入れ額の減等であり。それから 2 番目の営業外費用、消費税の減となっております。

次の 258 ページですが、資本的支出で、建設改良費で 70 万円の減、これは売店のかやぶき差しかえで 70 万円の精算減であります。固定資産購入費の土地購入費 200 万円の減は、土地購入費で地主との交渉で減額がなかったものであります。以上であります。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 20 号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（蒲 宜久君）

それでは 259 ページをお願いします。

議第 20 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 5 号）。

第2条、平成22年度下呂市立金山病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものであります。

(1)年間患者数の入院につきましては1,825人減少し2万4,820人に、外来は1,596人減少し5万3,732人とするものであります。(2)1日平均患者数の入院につきましては5人減少し68人に、外来は6人減少し202人とするものであります。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第1款病院事業収益、第1項医業収益を6,654万円減額し11億811万3,000円に、第2項医業外収益を450万1,000円増額し1億3,584万8,000円とし、病院事業収益の合計を12億4,396万1,000円とするものであります。

次のページをお願いします。支出につきましては、第1款病院事業費用、第1項医業費用を5,998万3,000円増額し12億3,999万9,000円に、第2項医業外費用を4万5,000円減額し288万3,000円に、第3項特別損失を107万9,000円増額し、病院事業費用の合計を12億4,396万1,000円とするものであります。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「7,389万8,000円」を「6,461万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入、第1項出資金を650万円増額し1,645万5,000円に、第2項国県支出金を189万6,000円減額し343万3,000円に、第4項企業債を240万円増額し5,140万円に、第5項寄付金を228万円増額し、資本的収入の合計を7,356万8,000円とするものであります。

第5条、予算第5条に定めた起債限度額を次のとおり補正するものであります。

起債限度額を5,140万円とするものであります。

次に第6条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

(1)職員給与費を3,475万7,000円減額し、7億1,171万4,000円とするものであります。

第7条、予算第8条中「1億9,560万7,000円」を「1億8,764万円」に改めるものであります。平成23年2月28日提出。

263ページをお願いします。

補正予算の実施計画であります。

資本的収入の項1医業収益につきましては、患者数の減少により6,654万円を減額するものであります。項2医業外収益につきましては、病院事業に係る交付税措置が増額されましたので、一般会計繰入金を450万1,000円増額するものであります。

次のページをお願いします。

収益的支出の項1医業費用につきましては5,998万3,000円を減額するものであります。給与費につきましては、給料、手当などを減額するものです。材料費は薬品費、診療材料費などの減少、経費は光熱水費、燃料費、委託料などの減少によるものです。減価償却費につきましては、器械、備品などの一部に償却年数、それから減価償却率に誤りがあったため過大に予算見積もりをしておりましたので、今回減額をお願いするものであります。項3の特別損失につきましては、過年度の診療報酬査定減及び看護師就職準備資金貸付金の返還免除により107万9,000円を増額するものであります。

次に、資本的収入の項1出資金は、一般会計からの繰入金を増額するものであります。項2国県支出金の医療施設耐震化整備費補助金は、交付額が決定されましたので減額するものであります。なお、この減額分につきましては平成24年度で調整することになります。項4企業債及び項5寄付金は、それぞれ増額するものであります。

以上であります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大前武憲君）

これより本 13 件に対する質疑を行います。

質問は最初にページを確認し、質問・答弁とも簡潔にお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 伊藤巖悟君。

○5 番（伊藤巖悟君）

ページ数は 60 ページで、1 項目だけ質問をいたします。

1 億 700 万の減額、説明は聞きました。要するに事業主体が直接やられるということで、それは作業道だという話でした。ここで聞きたいのは、今、集約化が非常にあちこちで話をされておりますけれども、大変それぞれの役員の方とか関係者が難儀をしてみえるのが事実であります。この問題をやはり解決していくには、これをやらなければ森林整備はできていけないという大前提のもとに行われておるわけですが、これは行政としてもしっかりとフォロー体制をつくっていかんと、なかなかいい事業であっても前へ進まないのが現実として言われておるということだと思います。また一般質問でも私はやりますけれども、例えばこの 1 億 700 万円、これは恐らくトンネルで補助金が来るのを、事業主体が直接補助金をもらってやられるということなのか。これは、ここに予算を計上してあるということは、こういう前提で予算を計上したけれども、要するに選択肢があって、こういうふうで直接県・国からの補助金を受け入れて、そして 1 億 700 万円で今の計画事業をやっているのか。その辺についてのわかりやすい説明をいただきたいと思っておりますし、このことが事実ならば、やっぱり地域の集約化の説明会のときにでも、こういう選択肢がありますよという話も十分されるべきだろうと。私の今想像の部分も入っておりますが、その点についてお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

農林部長。

○農林部長（田口守彦君）

今の減額補正の件でございますが、当初は作業道等は林務課で発注して工事を行うという予算を立てておりました。ただ、集約化協議会を 3 月に立ち上げ、4 月から森林組合とか林務課職員が行って事業をやっておるわけですが、基幹作業道や中核作業道につきましては集約化協議会で発注を行っております。発注を行うときも、林務課の職員が全員行って、路線決定やら、どのように入れたらいいかと地元と話し合いながら路線は入れるようにしています。また、設計等につきましても一緒になってやっております。発注については集約化協議会で発注をしているというような状態でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

5 番 伊藤巖悟君。

○5 番（伊藤巖悟君）

これは執行部がわからんもんで我々も受けとめ方がわからんのかなと思うんですけども、私が聞きたいことは、今、行政でもコース決めとか云々はやられると。それで、集約化協議会で 1 億 700 万というものを受け入れて、そこが発注者になってやると。こういうことでしたね、今の説明は。それで、ここに載っておるということは、そういう方法が予測されなんだから載っておったのか。要するにこの 1 億 700 万、だから予算として上がっておったのか。このことを明確にしないと、今後の取り組み、集約

化、その辺をしっかりと説明側も知識を持って説明されないと受けとめた方が非常に大きな戸惑いを感じるということで、せっかくこういう事業推進をやるにも非常に前へ進みにくい状況になるのではないかということを思いますので、もうちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（大前武憲君）

農林部長。

○農林部長（田口守彦君）

当初は、先ほども言いましたが、林務課で設計して発注するというので予算は組みました。ただ、今年度になって今の集約化プラン、国の集約化プラン等によりまして、集約した団地でないと基幹作業道、中核作業道等はできないということで、3月に立ち上げました集約化協議会が事業主体になってやるというふうで、県から補助金も直接集約化協議会に入ってやるようにしております。以上です。

○議長（大前武憲君）

副市長。

○副市長（中島 薫君）

今伊藤議員が言われた、これにつきましては私も細かく聞いておりませんが、基本的にはやはり事業主体ですね。これは当初は、先ほど申しましたように、市がやると。これは基本的には集約する人ですので、森林組合でもいい、ある基準をクリアした形でもいい。ただ、下呂市の場合は、市も入り、そして森林組合も入って集約化協議会というものができて、下呂市じゅうの森林を集約していくと。そこが事業主体になった。これは正直申しまして、ほかの地域にはない取り組みだということは理解しております。ですから、これから木が動いてくるということでございますので、森林所有者の方々を、やはりいろいろな事業主体がやるよりも、一本化した形で集約していただいた方が下呂市全体の一本化ができるという認識でおりますので、これからも強くしていきたいということです。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

効率よく進めるために、要するに基準値を定めて、そして一本化してやっていくと。そして今の農林部長の説明ですと、それを3月1日から、そういうところでないと県からの補助金もおいてこない、市が事業主体では。ということに変わったという受けとめ方でいいんですか。そうではないんですか。ですから、受益をされる林家の方々、団地の方々が、こういう方法でということ非常に情動的にまちな感覚で受けとめてみえて、戸惑ってみえるので、よりやっぱりわかりやすくそれを明文化してしっかりとやっていただくことが、お手伝いをされる役員の方々も十分まだわかってみえない部分があるやに聞いております。したがって、その辺をしっかりと行政として説明していただきたいということを思います。お考えを。

○議長（大前武憲君）

農林部長。

○農林部長（田口守彦君）

市で発注できなくなったということではありません。市でそういう集約化協議会をつくったものからそこで発注するというので、今まで林道を林務課でやっておったわけですが、路線は壊れにくい道というふうでつくっておったわけです。ただ、今度はいかに材を作業道をつくって出すかということが必要になってきますので、森林組合は集材にたけておりますし、林務課については技術的にも林道を

つくるには専門家がおるということで、そこが一緒になってやっていくというふうで、丈夫で壊れにくい作業道というふうで計画をするように協議会で発注するということしております。また、各地区には出向いて説明に行っておりますが、なかなか制度も難しく、国のその制度も全部出し切れないような状態で説明をしてきておりますので、関係者の皆様には大変わかりにくい説明もしておるかもしれませんが、夜、行ってやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

大体わかりました。それでお願いしておきますけれども、この間、高齢者の65歳以上の云々で事業を組まれて、要するに元気な高齢者がより元気にという、これも簡単に早いこと言えばわかりやすくその制度がしっかりと活用できるようにしていただきたいということと一緒に理屈で、今の問題もどうか、よし、これはこういうことやで、いいことばっかやでみんな取り組んで、そして、それぞれの人がそういうことをみんなで啓蒙し合えるというような雰囲気を持っていていただきたいと。最初から難しい話があると、もうそこでとまってしまって、これはいいこっちゃけどおれはどうもならんわいと、こういうふうになってしまうようにお願いをしておきます。以上です。

○議長（大前武憲君）

副市長。

○副市長（中島 薫君）

今言われたことは十分わかる話でございます。要は、造林補助制度が自民党政権でできてもう何十年、恐らく50年、その中でころころ変わってきたやつが、結局、民主党の中で今の制度になってきた。ですから、ある意味じゃあ革命的な話なんです。今までは個人の人でも間伐すればもらえたと、査定係数が低い高いは別にいたしまして。そうしたら今度は、全体をまとめなきゃ補助金はまずもらえないと。それで、その補助金をもらう主体というものが、当然今言ったように森林組合でもいい、あるいは民間の林業事業体でもいい、要はこの認定要件をクリアされればいいわけですね。そこに困難があるわけです。ですから、そこら辺を下呂市といたしましては、これからいろいろな問題が出てくる可能性は十分ありますけれども、集約化協議会が中心になって、ですけれども今言ったように資格についてはだれでも入れるんですね、認定要件が入れば。ですから、そこら辺をやっぱり森林所有者の人たちに理解してもらって、一本化してやりたいというのが下呂市の基本的スタンスでございます。

ですから、いろいろな紆余曲折がありますし、何せ平成23年度から始まる新しい制度です。10立方以上切らないと補助金が出ないとか、そしてその仕組みの中に森林組合の技術者の人が入ってもいいし、その一部を自分でやっておる人も入ってもいい、いろいろな取り組みがありますので、実はこの前もある地域の人が私のところへ見えました。要は基本的にいろいろな問題点を実際やる中でいい方向に持っていこうと。ある日突然一朝一夕にできませんので、ですからいろいろなしがらみをクリアする中で体制を確立していきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひします。

○議長（大前武憲君）

会議の途中ではございますが、ここで休憩をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、議第8号から議第20号までの13件に対する質疑を受けます。

[挙手する者あり]

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

ページ数で46ページの衛生費のところですけども、ここで看護師等修学資金貸与事業というのが588万減額というふうになっておりますけれども、ここで詳細説明をお願いします。といいますのは、非常にこれは22年度、いい制度をつくられて、この制度を利用したいという人の希望が予定よりは少なかったのかなということをおもいますけれども、その点で、どうしてこういう減額ということになったのか説明をお願いします。

それからページ数で110ページです。110ページの後期高齢者医療特別会計のところ、特別徴収の保険料、そして普通徴収の保険料、普通徴収の保険料が4,000万ほど増額で、特別徴収の方が5,900万円の減額になって、先ほどの説明では、見込みが特別徴収の方が85%というふうに見ておったのが実際は70%に少なくなって、普通徴収の方が15%から30%ほどにふえたんやという説明でしたけれども、この辺、この普通徴収というのは非常に、月額1万5,000円以下で年金からも天引きできない、そういう世帯だと思いますけれども、そこが予想よりこんなにふえた状況を部長はどういうふう考えてみえるのか、お尋ねします。

それから三つ目です。ページ数でいきますと224ページです。下呂財産区特別会計の部分ですが、ここで地役権設定補償費ということで1,889万円の増額補正、これは電力会社の電柱などの補償ということの説明でしたけれども、ここの下呂財産区ですが、結局、財産区で残ったのはここだけになっているんですけども、この財産区が特別地縁法人という形での移行ができないのか。無理なのか、どこに問題があるのかという点についてお尋ねします。ここの下呂財産区の総予算が2,300万ほどですね。そのうちのほとんど1,889万円が電力会社の補償金という、ほとんどがこの電柱補償みたいな形なんですけれども、ここに問題があるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（大前武憲君）

最初の答弁を願います。

健康医療部長。

○健康医療部長（青木進一君）

看護師等修学資金の588万の減でございます。この件につきましては、昨年、年度途中からこういった事業を始めまして、不足する看護師等に下呂市内に勤めていただきたいという思いの中で、医療従事者の不足問題を解消する目的もありまして始めた事業でございます。これにつきまして、やはり年度途中ということもあったからか、当初は各学年10人、そして4年生がありますので、その4年生の大学の分も入れて31名で予算化をしましたが、結果的に17人ということでございました。そういった形で、その分を一たん基金へ戻すものの補正予算でございますが、その後、一たん11月初旬に審査会を開きまして実際17名の方に今貸与をしておるわけなんです、その後もかなり問い合わせもございまして、また4月に新年度の再募集をかけまして、また新たに募集をかけていきます。そういった中で、できるだけ多くの方に貸与を受けていただくような形で積極的にPRしながら、今、各看護学校等にもPRしておりますので、また新たな形で募集をかけていくということで、とりあえず17名しか応募がなかつ

たということですので、今後また期待したいと思っておりますので、ちょっと答弁になっておるかなっておらんかわかりませんが、そういったことで募集をまた新たに積極的にPRしながらかけていくということで御理解をよろしくお願いします。

○議長（大前武憲君）

2番目の質問に対して、市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

後期高齢者の特別徴収と普通徴収の割合等についての御質問ですが、当初予算の見積りのときは、普通徴収、特別徴収、それぞれ人数で割合を出しておりました。普通徴収では15%、特別徴収では85%という人数割合で当初予算を見積もっておりましたが、実績で見ましたところ、過年度の実績を見ても人数割合ではなく収入に対する割合の方が正確であるということで、試算をし直しまして、特別徴収70%、普通徴収30%の収入額の割合に変えたということでこのような補正が出てきたわけでございます。普通徴収にするか特徴にするか、これは御本人さんの希望に応じて、年金からの特徴になるか、普通徴収で納付書で納めていただくかになってきますが、その辺についてはまた本人の御希望に沿ってやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（細江義和君）

先ほどの地役権の話なんですけど、ちょっと説明が不足だったかもしれませんが、電柱ということではなくて、送電線がありまして、三原というところなんですけど、その送電線の下、20メートルぐらいをずうっと地役権を設定しているということで進んでいます。今回1,889万という大きな額の補正ということになりましたけど、これは財産区の経理上というか、そういう問題ではなくて、今回単発に今年度だけ収入があったということになります。それで、去年、あと六つの財産区が地縁法人化ということになったんですが、予算的なものでこういうふうになったという、今回の地役権の関連がありますけど、そういうものではなくて、やはり下呂財産区の管理する資産とか人数とか、それから賃貸土地の問題とか、いろんな整理する問題がありまして、財産区の管理人は7名なんですけど、その中でいろいろな協議をした中で、ちょっとまだその整理がついていないので早いんでないかという結論に達しておると。今のところそういうことですが、絶対できないということではなしに、市の方ももうちょっと説明できる場所はしながら、そちらの方向に進んでいきたいというふうには考えています。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

最初、1番目の方の看護師の修学資金貸与事業の方ですけども、応募が17人だったということですが、これは下呂病院だけですか。ほかの看護学校の方からの応募も含まれているのかどうなのかという点と、それから、やはり看護師不足ということが本当にこれからもだんだんひどくなると思いますし、今、国の方が7対1の基準看護が今度5対1にするようなことを検討していますので、そうするとますます都市の大きい病院の方へ看護師さんが吸収されていくという事態というのが心配されますので、こういう事業をもうちょっとしっかり、そしてほかの看護学校の方にも働きかけということがされるのかどうか、ちょっとその点をお伺いします。

それから、先ほどの後期高齢者の特別徴収、そして普通徴収の問題ですが、部長、最初は人数で割り

出したというふうで、それからあとは収入に対する割合ということなんですが、そこら辺が私はよくわからないんですけれども、結局これは本当に所得がすごく下がっていった方が予想より物すごくふえてきているということなのか、そうじゃないのか。先ほど人数で割り出したのを今度は収入に対する割合ということでしたけど、もともとこの普通徴収というのは、やっぱり月額1万5,000円以下の方は普通徴収ということですね、年金から天引きできない方ということになっているので、もともと収入じゃなかったのかなと思います。そこをもう一回ちょっと言ってください。

それから財産区については、説明でわかりました。これからも特別地縁団体という形での法人化に向けての話し合いを進めていかれるということで、これは納得しました。

○議長（大前武憲君）

健康医療部長。

○健康医療部長（青木進一君）

看護師修学資金の関係で再質問でございますが、御答弁させていただきます。

まずやっぱり年度当初ということで、かなり県内の学校、専門学校、それから看護大学等には文書ではすべての学校にはPRしました。そして下呂病院の看護学校とか県立の専門学校等には直接出向いたりしながらPRしております。ただ、やっぱり年度当初ということで、やはりまだまだ将来的に、例えば1年生、2年生の子なんかについては、下呂に残りたいんだけど、どうしようかと迷っておる学生さんも大変見えましたので、多分、年度途中ということもあって実際私らが予想する以上に少なかったのかなということも思っております。その後、やはり受けられた学生さんの声を聞いて、私も受けたいという方が大分問い合わせもありました。何とか途中では受けられないのかという問い合わせもありまして、また新年度に入りましたら新たに再募集かけますので、そのときに応募してくださいよという話も大分させていただきました。そういった形で、口コミでも広がっていておりますし、かなり各学校にもPRをその後もやっておりますので、新年度にはもう少し応募いただけるんじゃないかというふうに思っております。そういった形で今後も事業を進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

今回の補正では、先ほども申し上げましたように、当初は人数で案分しておりました。その後、今までの実績を見ても、収入額の割合でこの徴収割合を出すのが一番現実的であり、近い数字になるということで、その差がここに出たわけなんですけど、吾郷議員さんが言われたように、年金が少なくて年金から天引きできない方、そういった方については本人の御希望に応じて、納付書なり、また口座振替というような納付方法で、本人の希望に沿ったやり方でやっておりますので、よろしく願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

今の市民部長の話はちょっと私とかみ合わないようなんですけれども、今、市民の生活をどう見るかという観点で、やはり本当に年金から天引きもできないぐらい低所得の方が結構あるんやということをやっぱりしっかり見ていかないかんというふうに思います。

それから、先ほどの看護師の修学資金の問題ですけれども、これは年度途中からでしたけれど、後からもちょっと申し込みがあったりしたけれど、それは新年度の方をお願いしたということをおわれま

したけれど、例えば、10月からこの制度が始まりまして、ことし1月から受けたという方が見えたような場合、これからですよ、途中。これから、4月の年度の初めしかだめなのか。場合によっては、両親というか、結局仕事で親の方の収入がどんと減るようなこともありますので、そういう途中からのこの申し込みというのを私はぜひオーケーにしてもらいたいと思うんです。本当に地元で働くという気持ちになってくださる人があれば、こんなありがたいことはないわけですので、せめて年度途中からでもこの制度を活用できるような形にできないものかと思いますが、その辺はどうですか。4月でしっかり線引きしてしまうんですか、これから。

○議長（大前武憲君）

健康医療部長。

○健康医療部長（青木進一君）

お答えさせていただきます。基本的には4月のみにしたいと今のところ考えております。といいますのは、やはり審査会をきちんとやって、なぜ看護師になりたいとかという、いわゆる小論分を事前に書いていただいて、それに目を通しながら面接をやって、やはりしっかりしたそうした意欲を確認したり意思を確認して貸与するという形で、ただ申し込んで書類があれば貸すんだという形ではなしに、きちんとしたそこら辺のルールづけというか、意識づけをして私どもとしては貸与したいという思いがございますので、基本的にはやっぱり審査会を、たくさんの審査員に来ていただいて審査会を開いて、面接してそれを貸与したいと思っておりますので、基本的に今のところは年度当初に、今回、新年度ですと4月に募集をかけていくんですが、そういった形で考えております。ただし、これはあくまで今のところの基本的な考えですので、今後、運用の中でそういった場合が多数あって、新たにもう一度いろいろ協議してそういったことになる可能性ももちろんないわけではないんですけど、今のところは基本的にはそういったルールでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほどちょっと一つ答弁を漏らしたんですが、内訳の中で、17人のうち1名の方は下呂看護学校以外の方で、あと残りの方は下呂看護学校でした。もう少しやはりほかの学校からももっと応募があるような形でまたPRしていきますので、よろしく願いします。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

一つ、関連みたいな形になりますけれども、お願いやら質問したいと思っておりますけれども、この下呂財産区の問題ですけれども、前々から地縁法人にしていこうということで、ほかの財産区は全部そういうふうになってきたという経緯があります。この問題についても、前の答弁のときですけれども、速やかになるべく早く移行したいというような答弁をいただいております。私はやはり、これもぜひとも早くそういうふうにしていただきたいと。特に市長がこれは管理者になっておられます。そういう点で、努力をしていただきたいというお願いが1点。

それで、先ほど答弁の中で地役権の答弁がありましたけれども、なかなかあの地役権の内容の答弁ではちょっとわからんなど、私が言った方がいいかなと思ったもので言うんですけど、地役権というものは何かというと、空中の権利を、要するに電力会社がスムーズに送電できるように、その権利を下に持ってみえる土地の地主から買うというのが地役権設定でして、それで、その鉄塔の大きさとか高さとか、

そういうものによって空中の権利の幅が設定があって平米幾らと。こういうことで地役権設定がされて、それが補償として払われると。したがって、今後もそういう場所が出た場合には、やはり協力をしてやって、いろんな場合に障害にならないように、皆さんの市民生活が安定して電力会社が送電できるように、こういうことでこの地役権設定がされていくので、これはむしろ電力会社にかわって協力をしてやっていただきたいという願いをしていくのが我々利用者の立場かなということを思いますので、今後やはり説明があった場合には、わかりやすく、どういうものかということをしつかりと説明していただきたくてお願いしておきます。

○議長（大前武憲君）

市長。

○市長（野村 誠君）

下呂財産区の地縁法人化につきましては、昨年のうちだったと思いますけれども、管理会長さんとお会いしましたときにもお願いしておりまして、先ほど下呂振興事務所長が説明したようなことでございますけれども、なるべく早くそういった形にしてほしいという願いはしております。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

二つお聞きします。

一つは、まず30ページです。総務の総合交通対策費ですが、補正ではなくて財源の入れかわりですね。一般財源がマイナスになって、国庫補助金が同額ついていますよね。これはどういうことでこういうことになるのか。せっかくこういういい制度があったのを知らなかったのか、どういうことなのか、この点をちょっと教えてください。

それから42ページの民生費の保育所費のところも同じように、一番上ですね、42ページの。一般財源の289万3,000円が国庫補助290万4,000円に入れかわっているんですが、これも同じような財源の中の問題ですが、ちょっと説明をお願いします。

○議長（大前武憲君）

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

この総合対策費でございますけれども、一般財源、当初財源を見ておりましたけれども、県の方で申請して決定した段階で今財源を変えたというものでございます。じゃあ一般財源でほかを見ればいいんじゃないかというような話もありますけれども、総額の総合交通体系に要する費用でございますので、この財源を県の方で全部見ていただけたので、これ以上のことはないということです、よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

福祉部長。

○福祉部長（早兼高美君）

今の42ページの、補助額の財源289万3,000円が国県支出金の方にかわったという部分でございます。この分につきましては、保育所運営費の財源給付の部分で、国・県の方の補助金という部分が賄われてついたということでございます。繰りかえて国・県の補助金になったということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（大前武憲君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

今説明のとおり、予算を組んでおったのが補助がついたから振りかえたというのは非常によくわかるんですが、こういう制度がもともとあって、県の方にね。メニューとしてあって、どうかよくわからんので一般財源で充てていたけど向こうが認めてくれたということなのか、それとも新たに県の方が財政的に厳しい中でもこういうふうに見てくれているのか。そこら辺の、こっちの向かい方の問題が当初にあったと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○議長（大前武憲君）

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

大変県の方、財源、言われたように厳しいものがございます。それで、この総合交通対策費につきましては当初県の方で見えませんでしたので、今、県の方の査定の中でこれを見ていただけるということになりましたので、申請して財源をかえたわけでございます。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

先ほどの財産区の件でちょっと質問させていただきます。

下呂市内の中で地縁法人化という形に移行しつつあるわけですが、先ほどの説明でもありましたように、完全に移行したわけでもありません。と申しますのは、各財産区でいろいろな、名前は地縁法人化をとっておっても、登記の状態になりますと無登記で、まだ地縁法人化が完全に法人化されていないところも幾つかあるわけです。先ほど言われましたように、財産の問題やいろいろな事情があつてなかなか進んでいないというようなことを言われました。まさにそのとおりなんですけれども、その財産の移行のことについて、法人化した場合、贈与税が発生するというようなことから、なかなか登記に踏み切れていないところも私の知っているところでも何ヵ所もあるわけです。それで、その税の課税に対する指導、市民部の方の対応というのはその辺はどういう指導をしておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大前武憲君）

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

地縁法人になった場合の税の贈与税、そういったものの関係なんですけど、基本的には国税になりますので国税の方の考え方にもかかってくるかと思えます。私たちもそういった相談を幾つか受けまして、税務署と協議をしていただき、基本的にはもともと財産区にあったものが今は登記で形式的に動かすだけだと、実際の贈与は発生しないんでないかというふうに私たちは考えておるんですけれども、税務署の担当者によってはまた違った考え方もあるかもしれませんが、基本的には税務署とよく相談をしながら、その辺については対応していきたいと思っております。できる限り税がかからないような方向で一緒になって検討していければというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（大前武憲君）

7番 一木良一君。

○7番（一木良一君）

今言われましたように、実態は看板が変わっただけだということで贈与税が発生しないという見解であればよろしいんですけども、先ほど言われましたように、担当者によっては見解が違うという場合もございますので、その辺でやはり地縁法人化に移行がスムーズにいけないというところも多々あるわけですよ。ですから、その辺の見解をやっぱり統一、これは国税ですので管内の税務署、高山税務署なんですけれども、市の方もやはり所管であるわけですから、その辺をしっかりと調べていただいて、高山税務署と連携していただいて、その指導をやはり徹底していただきたいと。そうでないと、例えば1,000万財産がありますと、贈与税が発生した場合は何百万というふうに取りかかれませんので、それが不安でやはり移行がスムーズにいっていないというところもあるわけです。ですから、その辺を先ほど申し上げましたように見解を統一して、そして指導をしっかりとっていただきたいなとお願いしておきます。以上です。

○議長（大前武憲君）

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

わかりました。高山税務署とその辺について十分確認をしまして、指導できる体制をとっていきたいと思います。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

議第19号、合掌村の補正予算についてお尋ねをいたします。

先ほど御説明のありました255ページですが、入場料収益のところでは大幅に入場者の減少が見込んであります。個人が2万3,000人、団体が4,000人、合計で2万7,000人ですね。1ヵ月平均2,250人の減少です。それから宿泊客のデータの方を見ますと、これは22年の1月から12月、歴年累積でありますけれども、たしか98万5,000人ぐらいになっていましたね。ということで、これも月平均しますと2,000人ぐらいの宿泊客の減少があるということでございます。一方、合掌村の入場者のデータを先日見せていただきましたら、11月と12月は合掌村の入場者はふえていますね。特に12月が、宿泊客が2,600人ぐらい減っている中で、合掌村の入場者は2,000人ふえていました。この辺のふえ方というのをどのように分析しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

まず入場者が減ったということなんですが、この当初予算をまず組むときに、やはりこの企業会計、赤字で組むということがなかなかできないシステムになっておりまして、やはりちょんちょんにしていないかんとということで、そうすると入場者数と販売収益をやはり多く来てほしいなということも含めて組んでおりますので、予算的にはこういうふうに大きく落ち込んだように見えるんですが、やはり毎

年、皆さん方に御提示しておりますように、やはり赤字が最近続いておるということで大変苦しんでおるわけですが、12月、いろんな要素もありまして12月はふえたんですが、1月はちょっとまた落ちまして、やっぱり平均しますとこれよりも少し落ちていくかなという予測をしておりますので、また3月末になりましたら分析して報告したいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

12月が2,000人ぐらいふえたということについての分析はまだできていないということだろうというふうに思います、今のお答えの中から。宿泊客とか全体に入り込み客が減っている中で、合掌村の入場者数が2,000人規模でふえたということは、これは非常に参考になる数字だと思いますので、ぜひこのところを分析していただいて、なぜふえたかということ、今後それがどういうふうに役立っていくかということ、ぜひとも分析していただきたいというふうにお願いをします。三角ばかりがつく数字の中で、プラスがあるということは非常に注目に値すべきことだろうというふうに思いますので、その点、よろしく願いいたします。

それから、今部長の説明の中であらかたおっしゃいましたけれども、この補正予算で、事業収益が2億7,280万ほどですね。それから事業費用の方が3億90万ほどですね。これは単純に計算しただけでも2,800万の赤字になります。今まで決算のときもこの赤字体質を早く改善するようというふうには指摘をさせていただいておりましたけれども、ここでも2,800万ぐらいの赤字が出るということでございますが、23年度の予算にも影響してくるだろうというふうに思いますが、この赤字の解消について具体的にお考えがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

現状で言いますと、なかなか大変厳しい状況になっています。やはり人数的にどうしても必要な人数というものが賃金として支払わなきゃいけないというもの、固定費がやはり決まっておりますので、やはり入場者数がふえてくれないと売店の売り上げもふえないということですので、もし費用を下げるということになりますと、どこかを閉めて規模を小さくしなきゃいけないということになってきますと、やはりそれでまた入場者数が減るといふ形にもなってくる可能性もあるということですので、ことしある程度人数を減らしながら策をしておるんですが、なかなか現状としては厳しいということですので、そこら辺も含めて、できれば今、自己財源というか、現金があるうちにいろんな形を考えていかなきゃいけないということを思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

今部長が御説明いただいたような、そういうジレンマがあるということとはよくわかります。民間の企業は、赤字が続く場合は、本当に身を切るような努力をして経営の改善をやるわけでありまして。合掌村も企業会計でありますので、どうかそういう視点で経営改善に取り組んでいただきたいということを指摘しておきます。予算審議の中でもまた関連してお聞きすることがあるかと思っております。以上です。

○議長（大前武憲君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

もう1点だけお聞きします。63ページです。先ほど説明がなかったので、第三セクター運営資金貸付事業200万マイナスになっていますが、この説明をお願いします。

○議長（大前武憲君）

農林部長。

○農林部長（田口守彦君）

第三セクターの運営資金貸付事業でございますが、ぶなしめじの運転資金ということで、毎年の年度末に入れて、また新規に貸し付けておるということでございます。以上です。

〔発言する者あり〕

3,600万です。その200万の減ということで。

○議長（大前武憲君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

16番 中野憲太郎君。

○16番（中野憲太郎君）

264ページですが、第20号、病院事業費用の医業費用の方でちょっとお聞きしたいんですが、これは病院経営、個人経営もそうですが、お医者さんにとって一番大事な医業費用の方で、大分事務局の方でも苦慮してみえると思いますが、外来・入院とも患者さんが減っているというようなことで、給与面についてはこの間も看護師さん等の減というようなことの説明を受けました。また、1の給与費の3,475万7,000円と6番の研究研修費78万、これについてはやはり学会の参加費とかいろんなものがあって78万、そして3,475万7,000円のこれは減と、増ですけど、78万の方は。これ以外の2,400万から2,500万の方の、2から6までの材料費の748万、経費の463万、減価償却費の1,388万4,000円、減価償却費の先ほどの説明ではここに誤りかなんかがあったというような説明もございましたが、この辺の詳しい説明と、特に経費の光熱水費、燃料費、これについてこういう減になっていくというのは経営していく上で非常に厳しいものがあるんでないかと。またその上の材料費の薬品費、診療材料費等については非常に苦慮されるんでないかと思うんですが、この辺についての減について、どういう形で、単に外来と入院の患者さんが減ったのか、また補正の予定額等で多く見たのか、その辺の説明をしていただきたい。

これは実は、私、馬瀬の診療所が今お医者さんがいないというようなことで、萩原の町医者先生にこの間うち、ちょっと昼から暇だったら週に2回ぐらい、今、水曜日の午後は小坂診療所の先生が行かれるけれども、行っていただけないかというのを聞いたんです。まあ暇だからと非常におまえ失礼な言い方だと言われたんですが、とにかく個人医者でも大変だと。そして、個人医者ですので青色申告でやってみて、今ちょうど申告なんです、この医業費用を見せていただいたんです。だけど、患者さんが減っても、この2、3、4がなかなか減らないんです。これを見せていただいて、全部、これを見ていけとって見せていただいて、やっぱりもうかるもんやと思っておったけど大変なんだなと思ったんですが、この数字を見ると非常に厳しいものが出てくるんでないかというようなことを思うんです。今

後の予算、また新しい病院に今後移行するわけですので、その辺についてどういう見解を持ってみえるのか。

○議長（大前武憲君）

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（蒲 宜久君）

まず補正の方の医業費用の詳細の方ですけれども、まず給与費につきましては、年度当初、看護職員を4月1日採用というような形で4名予算を見ておったわけなんですけれども、採用が全くなかったということで、その大部分を今回補正で落とさせていただくということでございます。ただ、年の中途におきましては看護職員さん、9月だとか2月、またこの3月1日付でお1人看護師さんが採用できるということで、3名ほど採用することになりましたけれども、そんな形でちょっと補正の方の給与費は減額をさせていただくということでございます。

それから材料費につきましては、中野議員が言われましたように、当病院につきましては、外来につきましては院外処方をしておりますので、院内での処方の調剤薬品につきましては時間外だとか休日の部分にかかられた方に院内で医師、看護師さんが調剤をするわけで、それ以外につきましては院外ということで、その部分の調剤の部分ではさほど影響はないんですけれども、入院患者数がかかり減少しております。入院患者数につきましては院内での薬剤師さんの投薬によりまして調合しておりますので、患者さんが少ないということで年度内におきます調剤薬品費の消費量が減ってきておりますので、その部分で購入部分も少なくなってくるということで、見込みを出しましてこれだけの減額をさせていただくということでございます。

それから経費の方の光熱水費、これにつきましては、電気料は前年の7月から9月の間の一番高いときの基本量で1年間が請求されますので、それで前年の最大使用量の基本量で試算しましたところ、その基本量が若干少なくなったということで電気料の減額と、水道使用料につきましても若干見込みを立てまして減額をしております。

それから冒頭にもありましたが、減価償却費、これにつきましては、これまで一般民間企業の固定資産管理システムで管理をしておったんですけれども、いわゆる企業会計で言うみなし償却、これは資本の機器等の購入をする場合に、補助金だとか、あるいは寄附金を充当して購入した場合にはそれらの財源を控除したのに対して減価償却がされるということで、これまで使用しておりました管理システムがその財源まで減価償却してきまして、毎年、手修正をしておるというような状況で、その段階で償却資産の年数だとか、あるいは減価償却率に誤りがありましたので、今回補正をさせていただきました。現在は、市の企業会計で管理しておりますシステムに切りかえて今管理をしておるということでございます。

それから研究研修費、これにつきましては、医師を初め看護師、それから理学療法士、そういった方たちが全国の学会だとかそういうところに行きますので、それらの東京・大阪方面が多くございましたので、今回、研究研修費を増額させていただいたということでございます。

それから、新しい病院が一応24年の5月完成で、24年の8月開院ということで予定をしております。財政的なシミュレーションをしますと、今の外来・入院の患者数、それから1日1人当たりの診療単価等を見越しますと、31年、7年後には何とか黒字化にならないのかなというような形で思っております。当然、施設を整備することですからメンテナンスの業務等も多々ふえてくるかと思っておりますけれども、そんな形で経営につきましてはしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

16番 中野憲太郎君。

○16番（中野憲太郎君）

今説明を受けました。やはり私が冒頭に言ったように、研究研修費、給与費、1番と6番については当然、これは説明を前から受けておりますし、当然、研修費につきましてはお医者さんのいろんな学会等の出席があるので当たり前だと思っております。今、企業会計等で機器、器械ですか、病院の器械ですのでこの「器械」という字が使っておりますけど、こういうのについてはやはり補助金、そして寄附金等を使って、今後新しい病院になったときにこういうやはり入れる備品等がふえてくると思うんです。そういう中で、やはり企業会計という特殊な会計の中で精査をしっかりと行っていただきたいというようなことと、光熱費等も、それは当然、冷房については一番高い7月から9月ごろを設定されてやられるのは当然だと思いますし、そういう点で、今後、新病院に移行するに当たって、いろんなこれから備品等が必要になるかと思えます。そういう点で、補助金等の使い方をうまくやっていただいて、いい器械を入れてスタートしていただきたいというようなことをお願いしておきます。

○議長（大前武憲君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

18番 山下一彦君。

○18番（山下一彦君）

14 ページをちょっと見てください。総務使用料の中に、交流会館の使用料が1万9,000円の減額で1,443万8,000円になっております。そして31ページには、交流会館の施設費が2億7,785万9,000円で8,081万円の減額になっておりますが、これをちょっと引いてみますと大体やはり年間2億円ぐらいの赤字というか、金がかかるんだなという予想ですが、これをざっと計算すると1日55万円の赤字ということになるわけでございます。これからこれだけの費用が大変ですが、例えば文化財団が委託されてやられる事業に対しては入場料、使用料を取っておられるのかおられないかちょっとお聞きしたいと思えますが、どなたかお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

ふるさと文化財団がやってみえる自主事業を含めて、入場料を取って運営をしております。ただ、やはり入場者数に対して費用対効果というのがあろうと思うんですが、やはり宿泊者を絡めたそういったもので、市外からのお客様も大変お呼びをして効果を上げたいと。もちろん市民の方にも使っていただくのもあるんですが、やはりそういったもので、この下呂市にお金を少しでも落とさせていただけるようなものをつくって提供していきたいということです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

18番 山下一彦君。

○18番（山下一彦君）

今言われましたように、費用対効果のみでない、非常に先ほど言われましたように6,000人ぐらいの宿泊客も誘致されたというふうにお聞きしておりますが、本当に1日当たり55万円の赤字という数字は膨大な数字でございますので、また一層の経営努力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

まず老人保健会計について聞きますが、後期高齢者の医療会計になって、老人保健の会計ではその精算事務をやるということできたんですが、金額もだんだん少なくなっております。先ほどの説明では、会計を閉じて一般会計の中でということをおっしゃいましたが、現実には今後まだそういう精算事務というものが残ってくるのかこないのか、そのことについてまず教えてください。

それから補正の収入のところですけども、交付税が去年のたしか9月定例議会のときに確定をしたと。それから、その当時は2億留保したということが、ずうっと手つかずのままできた1億3,000万が今上げられておると。1億3,000万というと、ちょうど菅田小の耐震工事があれだからもし何ぞのときにはそれを持ってくるのかというような、全く同じ金額だったんで思っただけで、そうでもなかったみたいで、なぜ手つかずで今までこのお金をしてきたのか。住宅リフォームのときでもお金がないからということが原因でしたし、それから建設部ではいろんな市道、そういう生活道路の問題がありますし、振興事務所でもいろんな住民からの要望があるのに、お金がないということで年度年度へ送っていることが多いんですが、そういう中で、この1億3,000万というのを、一応予算は組んだけど余った、できなかったというのではなくて、組まないで全く上げるということについては、どういう考えに基づくのか、あるいはどういう事情があったのか説明をしてください。

それからまた、財調ほか4億6,000万余りを基金取り崩しをやめたわけですけども、ほとんどことは、基金の取り崩しというか、基金の繰り入れをしたのは奨学資金とか限られたもので、ほとんどが繰り入れをしないで丸々今回それを削除するというものですけども、このほかにも例年数億の不執行、それから差額というものでありますね、繰り越しが。そういうことで言うと、この財政のやり方というものとは一体どういう考えがあってこういう結果になったのか、その事情と、財政そのものに取り組む考えを聞かせてください。

それからあと二つ、大きい1億円余りの事業ですが、先ほど作業道について協議会でやることになったからここからと言われましたけど、協議会もつい先日設立されたと。そうすると、このお金というものの流れですけども、県が全額この1億700万を予定しておったものが、そっくりこのお金がその協議会というものに今年度入ることになるのか。そして、その仕事は、まだ山に雪がありますし、3月なので、これからどういう進め方をするのか。全く23年度分が協議会に行くとなったら、本来なら順調に今年度これを市がやって、そして来年度また仕事をやるというのが、結局1年短くなってしまうのではないかと、先送りになるのではないかと、思うんですが、今年度分は今年度分、来年度分は来年度分というような形に県の方ももう予算は組まれ、県議会へも提案されておると思うんですけど、どういうことになっているのか。こういう話も途中経過が、たしか私も、毎回ではないんですけども、建設経済の委員会を傍聴していても説明もなかったように思うし、こういうことであるならば、途中経過とかについても、予算を組んだものについては、その執行状況に大きな変化があったものについてはやはり説明をしながら進めるべきでないかと思うんですが、その点についてどうなのか。

また、登呂瀬林道については1億2,900万余りが県でやることになったからという説明ですけど、それはもう県で既に今年度やったからなのか、これから県がやるということになったのか。これも物事の進みぐあいと、そういう状況に応じてちょっと説明をしてください。

○議長（大前武憲君）

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

私の方からは、老人保健医療について御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

老人保健医療につきましては、制度自体は 19 年度で終わりました。ところが、今までの精算ということで、平成 22 年度までは特別会計という形で、過年度の精算分とか、または過誤納で還付するものとか、そういったものを整理するために平成 22 年度までは執行額を特別会計として残してまいりました。今、だんだん減ってきて、ほとんどそういったものがなくなってきたわけなんです。県の方からは、市町村で特別会計を廃止して一般会計にしてもいいし、また特別会計のままもう 1 年残してもいいと。その辺は市町村の判断にゆだねられて、下呂市では特別会計を廃止して 23 年度から一般会計へ移行するというごさいます。

○議長（大前武憲君）

続いて経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

今、3 点ほどの御質問でございましたけれども、1 億 3,000 万の留保分についてでございますけれども、当初、留保分、9 月の補正でも説明いたしましたけれども、2 億留保をしております、また交付税が 12 月に 1 億強ふえましたけれども、それにつきましては 1 月のきめ細かな補正の一般財源分として充てておりますし、この留保分というのは純粋な一般財源でございますので、3 月の今の補正まで財源を確保しておくということを思っております。それで、今言われるような財源に充てる事業もございまして、財政といたしましては、最後の 3 月、今まで予算を持ちながら事業に充てていく等の考慮をするための予算でございます。

また、今の財調というか、基金等の考え方でございますけれども、ことしはたまたま財政的に国の方の補正もございましたし、大変ありがたかったわけでございますけれども、先般お見せしました財政シミュレーションのところを考えますと、今、財源が不足しておるところは、将来に向けて財源の不足、負担を招かないようにするために、何とかしておかなければならないということも考えております。また、大型事業が今後ふえる中では、公債費比率が高くなるためにも、起債を抑えるために一般財源をためておく必要があるかなということも考えております。その運営の中でやっておるところでございますので御理解いただきたいと思っておりますし、住宅リフォームの件につきましては、あの 1 月の補正のとき、1 月、2 月、3 月の大変短い時間の中で考えるのではなくて、下呂市としてどのようにした方がいいのかということ時間をかけて検討する必要があったということもございまして、また中小企業の方にも満足していただけるような、そんな手段を持ってやるにはどうしたらよいかという、時間をかけたいというところで新年度に持ってきた経緯がございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大前武憲君）

農林部長。

○農林部長（田口守彦君）

作業道の件でございますが、まず当初で見えておりました作業道は 4 路線をやるようにしておりました。それで、協議会ができて、協議会に実施してもらおうということで、これも建設経済では説明はしておるはずですが、いつやったかちょっと覚えておりませんが、あと協議会で今実施しました作業道につきましては 5 路線をやっております。1 億 700 万の当初の市の予算でございましたが、今実際 5,300 万という事業費でやっております。というのは、1 路線、東上田の作業道なんです、当初はブロック

を積まなければならない急峻なところを通るということでおったわけですけど、何回も調査しまして、構造物なしでいけるような作業路線をつくりましたので、これがかなり費用が下がってきたということで、4路線が5路線になって4,179メーターという実績になっております。

あと、登呂瀬林道につきましては、査定を受けたわけなんですけど、設計をしまして。査定を受けたときに、上に治山の施設があったということで、これは治山事業でやるべきだということで、治山の災害というふうになりました。そういうふうで減額をさせていただいております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

市長の行政報告の中に、市の職員が税とかそういうことの説明に行って、そのことが中日新聞に出ておりました。そこは、自分がとても新鮮に感じたのは、税は社会の会費というふうの説明をされたというふうに出ておりました。やっぱり自分もその会費という考え方がそのとおりだと思いました。実際、税はその年に必要だと、だから徴収ということが出来るんであって、ほかに徴収できるものはないんですね。徴収という権限の根拠は、必要なものをと。だから、必要なものをその年に使うということが原則ですし、それからこの1億3,000万のことについては、部長が言ったような、そういう留保すべきというか、必要になるというものについては、私どもも財調とかそういうことを、多過ぎるのは問題ですけども、適切なものは必要だと思いますし、そういうものがその必要なときのお金に当たると。だから、予算も組まないでということには大変問題があると思いますが、部長は言われましたが、市長、副市長、その辺の考え方についてはどうですか。

○議長（大前武憲君）

副市長。

○副市長（中島 薫君）

今、日下部議員が言われた、ある意味じゃあもつともな部分もある。ただし、我々としては、この前もお話しさせていただいたように、やはり財政シミュレーションをやっていく中で、やはり後世に負担を求めるといことは、これは非常に難しい話であろうという認識でおります。ですから、会費という概念で、当然、市民の方々からいただいた税金を市民の福祉・生活の向上のために使う、これは当たり前でございますけれども、やはり将来に向かっていろいろな仕事がある。クリーンセンターの問題、あるいは学校の耐震、当然これは近未来に必須としてやっていかんならん。そのときのやはり財源というものがある程度確保させていただかないと、やはり市民の皆様方に当然御迷惑をかけるということになります。そこら辺を比較考慮して、やらなければだめな緊急性のある仕事は当然やる。ただし、若干基金等々で持たせていただいて近い将来の負担のために考えていくと。これはどこの自治体でもその考え方というのはありますし、下呂市だけが特別に考えている話ではないと私は認識をしているところでございます。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明をいただきました議第8号から議第20号までの13議案については、

会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 8 号から議第 20 号までの 13 議案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。再開は 2 時 15 分といたします。

午後 2 時 04 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議第 8 号から議第 20 号までの 13 議案に対して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第 8 号 平成 22 年度下呂市一般会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 8 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 9 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 9 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 10 号 平成 22 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 10 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 11 号 平成 22 年度下呂市老人保健医療事業特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 11 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 12 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 12 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 13 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 13 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 14 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 14 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 15 号 平成 22 年度下呂市下水道事業特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 15 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 16 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 16 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 17 号 平成 22 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 17 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 18 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 18 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 19 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 19 号については原案のとおり可決されました。

続いて議第 20 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 20 号については原案のとおり可決されました。

◎市長施政方針説明

○議長（大前武憲君）

日程第 21、市長の施政方針説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

本日、平成 23 年第 2 回下呂市議会定例会が開催されるに当たり、上程いたしました平成 23 年度予算を初め諸議案の御審議をお願いし、市政のかじ取りを任せられ 4 年目を迎えるに当たり、私の所信の一端を述べさせていただきます。

市政運営に当たっては、下呂市第 1 次総合計画の前期基本計画期間が終了し、平成 21 年度に策定した 5 カ年間の後期基本計画により、着実にまちづくりの目標を達成していくことが必要であります。常

に申し上げております「元気な下呂市」づくりに向け、後期基本計画における三つの重要視点を軸に進めてまいります。

①といたしまして、市民と行政がともに手を携え連携する社会を目指した「信頼できる市政運営」、②地域の元気が伸び行く社会を目指した「元気なまちづくり」、③だれもが安全で安心して暮らせる社会を目指した「安心、安全なまちづくり」であります。

世界的な景気の長期低迷による地方経済の活力減退、これによる国・県並びに本市の税収不足による財政の厳しさ、少子・高齢化や人口減少からの地域社会の活力低下といった、経済的、財政的、社会的要因が大きく本市にのしかかり、市政を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。3本の柱の重要視点に基づいた第1次総合計画・後期基本計画の各種施策を、身の丈に合った財政運営と効率的な行政運営の中で計画的に実施することにより、下呂市の基礎体力をしっかりとつけてまいりたいと考えます。

今まで、あれもこれも何もかも、行政が当然の行政サービスとして行っている多くの事務事業の中には、行政でなければ対応し得ないものから、行政でなくても解決できる課題も多くあるのではないかと考えています。この場合、単に身軽になるために公共サービスを廃止する、民営化するのではなく、地域全体としての力を向上し、活力を結集していくためにも、市民と一緒に協働の地域づくりを喚起しながら、地域力を高めるとともに、市民一人ひとりが主役となったコミュニティづくりを進めていくことが何よりも肝要であります。

平成23年度はこれらのことを踏まえ、次の二つを重点事項と定め、取り組んでまいり所存でございます。

市内のさまざまな資源を生かし、地域の活力に結びつけていくため、あらゆる分野を含めた地産地消に市全体の事業として取り組んでまいります。

住民の参加と協働によるまちづくりを進めるため、地域力の強化を目指した施策を講じてまいります。

具体的には、経営管理部に各部の横断的調整機能を有した新たな地産地消プロジェクトを立ち上げ、各地域・地区の人的資源、観光資源、商工業資源、農林水産物、団体・組織など資源の掘り起こしと、これらを活用した他に例のない新しい形の地産地消を強力に推進してまいります。

地域コミュニティの強化に向けては、今までそれぞれの担当課で所管していた事業などを集約して、各振興事務所単位の予算へ配分がえを順次行いながら、基準財政需要額をもとに算定した基準額の範囲内で、地域の創意と工夫により、それぞれの地域の特性を生かした事業の推進が行える体制づくりを進めてまいります。現在、ボランティア、NPO、女性グループなどの個人や各種団体がさまざまな分野で市民力を発揮されていますが、今後とも真の意味での市民の皆様との協働における大きな牽引力として、今まで以上にお力添えをくださいますようお願い申し上げます。

行財政を取り巻く環境が今後ますます厳しくなることが予想される中、行政運営を担う市と、御助言、御指導をいただく議会の皆様方が、一体となって前向きな議論を行いながら、下呂市にとって必要な事業を確実に実施していく必要があります。今後とも議会の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

今後の市政運営を進める中で、とりわけ国・県の動向に対しては、高いアンテナを張って情報の収集を図り、素早い対応をすることが重要であります。以降、国・県の財政動向を踏まえ、本市の予算概要と三つの柱に基づく主要施策について述べさせていただきます。

国・地方の財政動向。

平成23年度の国の予算は総額で92兆4,116億円と過去最大となり、歳入の不足分を補うために前年

度に引き続き 44 兆円を超える国債発行が予定され、公債依存度が 48%となり、当初予算ベースとしては 2 年連続で借金が税収を上回る極めて厳しい予算編成となっています。これに伴い、平成 23 年度末の国債と借入金などを合わせた国の債務残高は 997 兆 7,098 億円と見込まれており、海外の格付会社の中には日本の長期国債格付を格下げするなど、主要先進国の中でも今までになく厳しい状況となっています。

また、地方財政においても、昨年は地方交付税の不交付団体から交付団体へ転落する政令指定都市が出るほど、景気低迷による税収減が財政事情の悪化を浮き彫りにしており、このことは平成 23 年度も非常に厳しい状況下にあると言えます。

また、岐阜県においては、構造的な財源不足を解消するため、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間の具体的な取り組みとして行財政改革アクションプランを定め、補助金の見直し、施設や外郭団体の見直しなどがされ、このことは本市にとっても大きな影響のあるところであります。

本市の予算と財政動向。

平成 23 年度予算編成に当たっては「選択と集中」を基本に、総合計画を核に財政計画、行政改革実施計画との一体化を図った合理化計画を基本に、限られた財源でより効果を上げ、健全な財政運営となることに配慮しながら編成してまいりました。国の緊急総合経済対策による補正予算、地域活性化・きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業を安心・安全なまちづくりと地域経済の活性化に向け実施しているところであり、引き続き継続性に配慮した予算編成といたしました。

一般会計予算規模は 210 億 4,000 万円、前年度当初比 5.6%の増となりました。これは予防接種事業を初めとする子育て支援事業、環境衛生施設整備事業、市道等の改良事業、消防・救急無線デジタル化事業、竹原小学校耐震補強事業、国体関連経費などの事業が増額となったことが主な要因であります。一方、人件費、本格運用開始から 1 年を経過する交流会館管理運営費、下呂小学校改築事業などの事業が減額となりました。

経済状況が極めて厳しい状況であり、国の財政状況も危機的状況であると言われていた中で、自主財源に乏しい下呂市のような中山間地域の自治体にとっては、今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されます。今後も市民の皆様様の御理解と御協力のもと、行財政改革に向けた取り組みを一層推進して、地方交付税の町村合併の特例による期限が切れる平成 31 年度以降の持続可能な下呂市の姿を見据えた、健全な行財政の運営に取り組んでまいります。

提出議案について。

初めに、平成 23 年度の予算の概要について申し上げます。

予算の規模は、一般会計 210 億 4,000 万円、特別会計 8 会計で 117 億 2,621 万円、企業会計 3 会計で 35 億 6,645 万円、合計 363 億 3,266 万円であります。

まず歳入について申し上げます。

市税につきましては、対前年比 1.4%減の 45 億 8,023 万円を見込んでおります。

市民税、個人分については、昨今の不況の影響により減少していた個人所得が増加傾向にあるものの、納税義務者及び労働人口の減少により、平成 22 年度と比べ 10.5%減の 10 億 8,676 万円。

法人市民税では、景気低迷により大きく減少していた法人税割が平成 20 年度水準まで回復していることから、対前年比 43.8%増の 2 億 4,816 万円を見込んでおります。

固定資産税については、昨年と同様、景気低迷による地価の下落と企業の設備投資が見込めないことなどにより、平成 22 年度と比べ 0.3%減の 27 億 7,838 万円を見込んでおります。

税の賦課徴収については、平成 24 年度固定資産税評価がえに向けて、山林・田畑の評価基準統一を

図り、公平・公正な課税に努める一方、税の徴収強化を図るため、県とともに滞納整理を行う併任徴収を実施し、一層の収納率向上を図ってまいります。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金につきましては、国・県の示した伸び率から推計して計上しております。

地方交付税のうち普通交付税については、地方財政対策では、地域主権改革に沿った財源の充実を目的に、前年度対比 2.8%、17 兆 3,734 億円の増額が示されました 12 月末の地方財政計画により推計いたしました。個別算定経費、包括算定経費に係る測定単位については、捕捉可能な限り反映することとしております。特に人口においては、平成 22 年度の国勢調査の人口速報値を採用し算定しております。算定結果として前年度当初比 4 億円増の 76 億円を見込み、特別交付税 2 億円を含めた交付税総額 78 億円を計上しております。なお、普通交付税については、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を引き続き国に対し要望してまいります。

国庫支出金について、社会資本整備総合交付金、消防・救急デジタル無線整備等、主に普通建設事業に係る補助金が増額することから 3 億 2,621 万円の増。

県支出金については、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援事業による獣害対策等に係る補助金が増額となる反面、参議院議員選挙交付金、国勢調査委託金等に係る補助金が減額となるため、1 億 1,356 万円の減となっております。

繰入金のうち基金繰入金については、縁故債の一部について繰り上げ償還を行うため、減債基金からの繰り入れを 9,570 万円、ぬく森の里施設整備基金からの繰り入れを 2,000 万円、その他、看護師等修学資金基金などの目的基金からの繰り入れを 3,641 万円、財政調整基金からの繰り入れを前年度より 6,000 万円増の 5 億 5,000 万円とし、基金繰り入れ全体では前年度当初比 21.9%減の 7 億 210 万円を計上いたしました。基金については将来の下呂市にとって最も大切な財源と考えておりますので、今後とも基金の充実を図ってまいります。

市債については、建設事業債として、一般廃棄物最終処分場増設事業、社会資本整備総合交付金を活用した道路整備事業などに 15 億 5,920 万円を計上いたしました。

地方財源の不足に対処する臨時財政対策債については、地方財政の健全化にかんがみ、地方に起債による負担を強いるのではなく、国及び地方の一般財源の確保が見込まれることからの大幅な減額により、前年度比 2 億 1,750 万円減の 11 億 5,500 万円を計上しました。

主要事業について。

それでは、主要な施策について順次御説明申し上げます。

信頼できる市政運営。

下呂市第 1 次総合計画は後期に突入し、合併後の下呂市の進むべき方向を確実なものにしていかなければなりません。平成 22 年度に行った国勢調査の速報値による下呂市の人口は、5 年間で 2,176 人減少し、3 万 6,318 人となっており、総合計画の後期基本計画の中で想定した数値を下回り、今後の市政運営を取り巻く状況は予想以上に厳しくなると思われま。

この中で「元気な下呂市」を目指すには、事務事業の選択と集中を図り、効率的な財政運営と力が発揮できる行政組織をつくり上げることは当然ですが、さらに市民の力、地域の力を強化し、行政と一体となってまちづくりに向かっていくことが必要となってきます。

振興事務所の位置づけについては、合併後、業務の集約による効率化、円滑化を進めてまいりましたが、今後、市全体の職員数も予算規模も縮小せざるを得ない状況を考えたとき、振興事務所を核に自立

した地域社会の醸成を進めなければ、持続可能な下呂市は困難であると考えられます。

下呂市第1次総合計画・後期基本計画の三つの視点の一つには「市民と行政がともに手を携えて連携する社会を目指す」としており、第2次下呂市行政改革大綱の3本の柱の一つには「多様な担い手と連携協力する行政を実現します」としています。こうした方向性を具現化していくために、その足がかりとして予算のあり方も若干の見直しを行いました。地域審議会や自治会にもこうした方向性をお示しし、御相談しながら、よりよい地域づくりを進めてまいります。

信頼できる市政運営を進めるためには、行政組織、人事体制を確立していく必要があります。定員管理については、現在新たに策定を進めております下呂市定員適正化計画に基づきまして、適正な人員の確保・配置を行い、効率的な行政運営に努めてまいります。

岐阜県との人事交流についても、引き続き県からは農林部に次長級の職員を、市からは林政関係部局へ中堅の職員を派遣し、今後の森林活用や林業行政に迅速に対応できる体制を図ります。

現在、複数の訴訟案件について係争中ですが、今後も行政事務を遂行していく上で法律の専門家にアドバイスをお願いするケースがふえると思われまますので、顧問弁護士による相談体制の充実、判例検索システムの導入などにより、法制運用の一層の適正化に取り組んでまいります。

なお、皆様のところには書いてございませんが、下呂市が行う契約その他事務事業に暴力団関係者をその相手方としないため、市と警察が相互に連携して排除措置をとることができるよう、下呂市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書をあす3月1日に取り交わします。これらの取り組みによりまして、公平かつ公正な下呂市政の運営を確保できる体制を整えてまいります。

合併後の懸案でありました職員給与の格差是正については、昨年10月1日をもって実施しましたが、長引く景気低迷による民間給与との格差を背景に、市長、副市長、教育長の給与をそれぞれさらに5%引き下げることにしました。また、課長以上の管理職職員についても管理職手当の引き下げを検討してまいります。

次に、給与格差是正の中で表面化した給与の過払い、未払いの件については、その実態を詳細に把握する作業を進めた上で、解決に至るべく取り組んでまいります。国においては地方議会議員年金制度の廃止が予定されており、廃止後の給付に要する費用が各地方公共団体の全額公費負担となるため、増額分を予算計上いたしました。

行政改革については、第2次下呂市行政改革大綱及び同実施計画のもと、下呂市第1次総合計画・後期基本計画との整合性を図りながら、身の丈に合った無理のない行財政運営を目指し、サービスや施設の統廃合、事務事業の見直しによる職員及び人件費の削減等を行い、行政の全体的なスリム化を推し進めてまいります。

その一つとして、上原・中原出張所を廃止し、5月から業務の一部を上原・中原郵便局へ委託します。経費の削減を図る一方で、より一層の市民サービス向上を目指し、郵便局のきめ細かい配達ネットワークや市内17ヵ所ある郵便局の窓口サービスの活用について検討を進めてまいります。また、平成23年10月からは、県の権限移譲を受け、パスポートの申請が市民課窓口で平日毎日できるようになります。今後も実施計画に基づき、市民の皆様の御理解を得ながら行政改革の取り組みの強化を図ってまいります。

次に、元気なまちづくりであります。

まず道路整備について申し上げます。

道路整備は、社会経済が大きな転換期を迎えている中で、歳出削減の観点から投資のあり方が見直され、社会基盤整備の体系も大きく変わりつつあります。しかしながら、道路整備はその一方で人々の暮

らしに直結した生活基盤としての側面をあわせ持っており、日常生活の安全性、利便性の向上、快適な生活環境の確保、さらに産業経済活動を行う上でも必要不可欠な施策であり、最も大切な社会資本整備であると言えます。

現在、高速道路網の空白地帯となっている本市では、主要産業の成長を図り、「元気な下呂市」を目指す上で道路ネットワークの構築は欠かせない課題であります。このためには、濃飛横断自動車道金山下呂トンネルの一部供用開始に引き続き、和良・金山道路の事業促進、国道 257 号川上第 2 トンネルの早期完成への推進、飛騨地域を縦断する国道 41 号などの機能強化が求められています。さらに、下呂・白川線などの主要地方道 6 路線、門和佐・瀬戸線などの県道 11 路線においても、国道 41 号を補完する道路としての整備が必要です。

量的な道路ネットワークの構築、そして異常気象時には主要な道路が通行不能となることから、災害に強く、安心・安全な道路整備を目指し、市民の皆様と深くかかわりながら関係機関に強く要望してまいります。しかし、国・県とも厳しい財政状況の中で事業を進めているため、下呂市の道路ビジョンにより道路整備の方向性を明確化して、「選択と集中」を重要なキーワードとして行動計画を立て、交付金事業などの有利な財源の活用により事業を行わなければならないと考えます。

市道の整備については、県立下呂温泉病院の移転新築に伴うアクセス道路の整備、さらに温泉街の散策路として重要な湯之島地区の市道整備及び美濃東部広域農道関連の市道横谷・前山線の整備などを引き続き行います。また、新規事業として、老朽化の著しい小坂町大島地区の洞畑橋の詳細設計に着手することとしており、計画的に事業を進めてまいります。

あわせて、市民生活に身近な側溝整備や舗装修繕など道路維持修繕については、緊急性や安全性に十分配慮しながら、振興事務所を中心として、市民の皆様とともに協力をいただきながら進めてまいります。さらに、橋梁長寿命化修繕計画の策定を行い、橋梁について損傷の度合いを調べ、損傷の修繕方法、修繕に要する費用を明らかにすることによりコストの平準化を図ってまいります。

河川整備等については、局地的豪雨などにより河川がはらんしても被害を最小限に食い止める施策並びに避難経路対策が必要と考えます。また、市内には土砂災害危険区域が多くあることから、砂防・急傾斜対策事業の促進に努めてまいりたいと考えております。さらに、小河川の修繕・整備についても市民の要望にこたえながら計画的に進めてまいります。

次に、景観形成を含む都市計画及び住宅整備について申し上げます。

市内の数々の景観は市民共有の財産であり、これを守り育てていく必要がありますが、萩原町商店街の旧飛騨街道「萩原宿」の再現をコンセプトとした景観推進地区の指定を誘因として、市民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、次世代へと引き継いでいける景観づくりを目指してまいります。

住宅整備については、下呂市住宅計画が平成 21 年度で完了いたしまして、今後は既存住宅の適切な管理が必要とされております。このため、社会資本整備総合交付金を活用しましてストック改善事業を実施し、計画的に既存住宅の長寿命化を図り、入居者の安全と住環境の質の向上を目指してまいります。また、地震に対する防災意識のさらなる向上・啓蒙に努め、耐震診断や補強工事の促進を図ってまいります。

地籍調査については、土地の権利関係の明確化により土地取引の円滑化や効率化に役立つことが期待され、所有権の確実な保護に不可欠な事業であります。平成 22 年度から着手後未完了となっている地区の完結を重点施策としており、早期完了に向けて着実に進めてまいります。そして、主要事業に係る用地取得については、誠意を持って地権者との交渉に臨み、公共用地の確保に努め、また市道の未登記

路線についても解消を図ってまいります。

観光振興について申し上げます。

長引く景気の低迷や国際社会の不安定により、観光にとっても非常に厳しい状況が続いています。こうした中、国においては、21世紀の成長の柱として観光立国を推進していくことが掲げられ、訪日外国人旅行者の誘致、観光地の魅力度向上や基盤整備などの戦略が策定されています。平成23年度観光庁の主要事業としては、訪日外国人3,000万人プログラム、観光を核とした地域の再生・活性化、観光人材の育成などが具体的な施策として掲げられています。

岐阜県においては、飛騨・美濃じまん運動の継続の中で、岐阜の宝物「小坂の滝めぐり」のブラッシュアップ支援事業、まちづくりプロジェクトチーム派遣支援事業、ウェルネスツーリズム創出支援事業が展開されます。国・県とも観光立国の実現は地方（地域）からととらえ、前述の事業が実施されます。

下呂市においても、自然、文化遺産、多様な地域性等の豊富な観光資源を最大限に活用し、交流人口の増大を図ることは下呂市の経済活性化にとっての切り札であり、地域の活性化、雇用機会の創出を図るには観光立市を推進していくことが必要不可欠であると考えます。これらを踏まえ、平成21年度より観光客150万人誘致に向け、民間団体、市民、行政が一体となり、下呂市観光計画（5ヵ年）を策定し、具現化に取り組んでおり、あわせて昨年3月には「ホスピタリティ都市宣言」をいたしました。平成22年度はこの計画に沿った事業の展開を進めてまいりましたが、現状は非常に厳しい状況となっています。しかし、改めて豊富な地域資源や伝統文化を地域住民が誇りを持って、市民はもちろんのこと観光客に強く広く示し、地域力を増すことで地域が活性化し、観光立市の実現が可能となることを再認識できたと感じています。平成23年度も引き続き計画事業を実施し、成果の検証、見直しを行ってまいります。

観光計画に基づき、地域の観光資源の磨き上げと、地元受け入れ体制の充実と強化を図るとともに、新たな自慢の掘り起こしに努めてまいります。あわせて、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別事業を積極的に活用した各種観光事業を実施いたします。

長引く景気の低迷による旅行形態の変化により、団体旅行が減少し、個人型滞在観光、着地型観光地が求められています。インフラ整備が急務である下呂市において、広域観光連携は必要不可欠であります。引き続き岐阜県内5地域の観光連携を継続するとともに、北陸新幹線、リニア新幹線の完成を見据え、より一層の連携強化を図ってまいります。

あわせて、団体観光を誘致すべく、下呂交流会館を活用したMICE（マイス）事業を積極的に展開するため、コンベンション助成事業も継続いたします。また、中部運輸局と岐阜県東京事務所への職員派遣につきましても、国の調査事業の認定が受けられたことや都心観光事業者との連携など着実に成果が出ており、平成23年度も継続いたします。

国の重要施策でもあるインバウンド事業については、民間事業者を中心に航空会社とのタイアップ事業の実施や、フィルムコミッション事業を活用した誘致事業の展開、東南アジア諸国に向けた知事のトップセールス、中国ビザの緩和等の影響を受け、前年対比50%増加となっており、下呂温泉旅館組合を中心にプロジェクトチームが結成されるなど、積極的に受け入れ体制も整えられています。行政としては、こうした事業への支援の継続と、より安心してお越しいただけるようサイン看板の整備を進めてまいります。

平成23年度より、下呂市観光協会連絡協議会の一層の充実と、それぞれの観光協会に地域の観光施設の管理やイベントの運営の一部を委託し、有効的かつ効果的に活用するとともに、選択と集中を図ることにより下呂市観光計画の着実な実行と地域力の強化につなげ、活力ある地域経済の実現と「元気な

下呂市」を目指してまいります。

下呂温泉合掌村では、古民家や水車小屋などを配置し、周りには桜やもみじなどを植栽した歳時記の森が昨年7月にオープンしましたが、四季折々の豊かな自然を感じることができるとして新たな里山として運営しております。引き続き合掌村を、下呂市・下呂温泉最大の観光施設として、一層魅力ある施設として運営してまいります。

下呂交流会館アクティブは、昨年4月に一般利用を開始しましたが、市民はもとより市内外の団体等からも多数御利用いただき、12月末現在で5万人余りの利用者を数えました。平成23年度も、芸術や文化・スポーツの振興のみならず、市民が集う場の創出や宿泊客誘致による交流産業の拡大を積極的に行ってまいります。運営については引き続き市直営で行い、幅広いジャンルのコンサートや映画を初め、新たに古典芸能の歌舞伎公演、市民参加による発表型の事業を実施いたします。これら自主事業の実施や舞台管理、会館運営の一部は財団法人下呂ふるさと文化財団へ委託します。にぎわいを創出するまちづくりの拠点として、また芸術文化の殿堂として、市民に愛され親しまれる会館の運営に努めてまいります。

次に、商工業振興について申し上げます。

最悪期を脱したとはいえ、依然停滞を続ける厳しい経済環境は企業の財務体力を奪っています。この情勢を的確にとらえ、有効な施策を講じることが重要であります。特に中小企業の事業活動の活性化と経営安定に資するためには融資制度の果たす役割が大きいと考えます。このため、小口融資13億円、中小企業経営安定資金融資20億円の融資枠を堅持することにより、中小企業の経営安定に十分活用されることが期待されるものであります。

雇用関係事業については、障害者の就職や地元企業への就職、求職者と求人者のマッチングの場として大きな役割を果たしている下呂市地域就職ガイダンスを23年度も開催するなど、さまざまな事業を展開し、より充実した雇用創出の場を設けてまいります。

また、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、各部課より提案された19の雇用創設事業を実施いたします。総事業費9,000万円により延べ67名の雇用が確保でき、うち62名は失業者の新規雇用を予定しております。このほか雇用・勤労者対策の事業として、勤労者住宅資金及び生活資金融資事業、若者定住促進事業、事業所人材育成支援事業、地域職業相談室運営事業の各事業について、引き続き活用の拡大に向けPRを行ってまいります。

各商店街などが企画する事業については、市街地への誘客を目指し、市民のアイデアが活かせるよう支援していきたく考えています。また、商店街空き店舗活用支援事業など、商店街の活性化につながる事業についても引き続き積極的に進めるなど、「元気な下呂市」づくりを目指してまいります。

次に、農林水産業について申し上げます。

下呂市面積のうち大部分を占める農業、畜産業、水産業、林業の生産活動の場は、地球環境や国土保全、水源涵養などの多面的機能を有しており、市民に安全・安心と豊かで潤いのある生活を与えていると言えます。その大切な財産を子々孫々に健全な状態で引き継いでいかなければならないにもかかわらず、今日の日本を取り巻く社会・経済情勢の悪化はその維持すらも困難な状況をもたらしており、さらに年々増加の一途にある鳥獣による被害の拡大は農林水産業を営む者の意欲を著しく減退させています。

現在、国においてTPP参加の論議が盛んに行われていますが、日本の農業をいかに守り発展させる施策が示されるのか注視していかねばなりません。今まさに地域に合った農業施策の必要性が問われるときだと考えています。このように非常に厳しい状況ではありますが、下呂温泉や小坂の滝などの

観光資源と、日本一おいしいお米「龍の瞳」、全国ブランドの「飛騨牛」など、農商工観光と連携した農林水産業振興を目指してまいります。

まず、農業振興を図る弊害となっている鳥獣被害を軽減する防除対策や、獣の個体数を削減する捕獲行為への支援を積極的に行ってまいります。また、学校給食における地産地消については、確かな軌道に乗りましたので、今後、地産地消については、冒頭で申しましたように重点事項として横断的な連携を強化し、本格的に取り組んでまいります。遊休農地解消については、農業委員会と連携して、農地パトロールなどを引き続き実施して、地権者との対話を重ね、御理解をいただいで解消に努めるとともに、有効な手だてである土地改良事業の施行についても積極的に取り組んでまいります。

農村環境の保全・整備については、地域の農業・農村整備関連団体・組織などの取り組みと連携し、事業の拡大推進を図ってまいります。

畜産振興については、継続事業である基幹市営牧場の重点整備により牧養力の強化を図り、粗飼料自給率向上と放牧頭数の拡大を目指してまいります。平成 24 年に開催予定である第 10 回全国和牛能力共進会長崎大会での上位入賞を目指した和牛改良組合の取り組みに支援を行ってまいります。口蹄疫対策については、現在も依然として韓国で猛威を振るっている状況であるため、畜舎の消毒徹底を周知するとともに、農家への立ち入り制限等を促す広報活動を行うなど引き続き警戒態勢をとっておりますし、高病原性鳥インフルエンザ対策についても同様に対策本部を設置し警戒態勢をとっております。

水産振興については、市内 3 漁業協同組合とともに、魅力ある溪流釣りやアユ釣りの河川とするための手だてや、内水面養魚を営む養魚者との連携について研究してまいります。

林業振興については、益田林業の再生に向けて、元気な森林を次世代へつなげるため、森林の集約化、境界確認、路網整備を推進し、利用する林業・経営する林業の推進に取り組み、下呂市の林業経営力を高めてまいります。民間では新たな森林施業協議会が組織されましたが、今後さらに官民一体となった森林整備の推進を図ってまいります。

また、地域における森林・林業再生プランの実現に不可欠な森林施業プランナーの育成に取り組んでいきたいと考えております。下呂市産の木材を使った産直住宅の建設促進事業として、木造住宅業の担い手育成や都市住民に対する戦略的な PR 活動を行ってまいります。平成 18 年 5 月に下呂市で開催された第 57 回全国植樹祭の 5 周年記念行事を、岐阜県と合同で「植樹祭 あれから 5 年 これから 5 年の森づくり」のテーマで開催いたします。また、平成 23 年は国連が定める「国際森林年」であることから、地球温暖化防止や生物多様性保全への関心を高め、平成 24 年開催予定のぎふ清流国体・ぎふ清流大会へつながる森づくりを進める契機としたいと考えています。

教育行政について申し上げます。

学校教育施設は、児童・生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として重要な意義を持っており、その安全性の確保は言うまでもありません。

学校施設の整備については、昨年 1 月に学校教育施設整備検討委員会の皆様からいただきました答申書に基づき、小坂地域については昨年 4 月から二つの小学校の統合整備について関係者への説明を開始しました。以降数回にわたる懇談会を経て理解が得られ、統合が決定しました。ことし 2 月には P T A を初めとする関係者による小坂地域小学校統合委員会が発足し、平成 24 年 4 月の開校に向け準備が進められています。金山地域については、昨年 5 月から関係者への説明を開始し、以降数十回にわたる説明会を開催してまいりました。市の統合整備案が金山地域の皆さんに御理解を得られることができれば、統合準備委員会を立ち上げ、平成 25 年 4 月の統合小学校の開校に向け進めてまいりたいと思っておりますが、学校統合の有無にかかわらず、金山地域の皆さんの声を十分お聞きし、学校整備を進めてまいります。

平成 23 年度は、竹原小学校の耐震補強事業をエコ改修もあわせて実施するほか、22 年度に改築工事を完了した下呂小学校校舎に引き続き、同校の屋内運動場改築事業に着手し、設計業務を行います。

学校教育では、児童・生徒の個性を生かし、一人ひとりに生きる力をはぐくむ教育を推進する、学校の教育目標の具現に徹する学校経営を推進するという方針のもと、主に次の 4 点について推進してまいります。

第 1 に、児童・生徒が安全で安心できる教育環境の確保・充実に力を注ぎます。前年度に引き続き小学校新入生全員に防犯ブザーを無料配付し、同時に地域の方々の支援も得ながら防犯活動や交通事故の防止に努めてまいります。

2 点目に、児童・生徒に確かな学力を身につける授業づくりを推進します。平成 23 年度は、小学校の新学習指導要領の完全実施に伴い、その趣旨を徹底し、教師用指導書及び指導教材の整備を行います。また、児童・生徒の学習状況を把握し、指導に生かすため、学力検査事業を国の対象学年以外にも市独自で実施いたします。一方で、複式学級のある学校には学業支援員を配置し、きめ細かな指導ができるよう支援いたします。さらに、先進的な教育実践を行う学校への教育研究奨励助成事業、教職員に対する教育実践講座事業を実施し、教員の指導力向上を目指してまいります。

3 点目に、特色ある教育活動を推進します。電子黒板等の情報機器を積極的に活用した情報教育を推進するとともに、6 名の A L T を全小・中学校に配置して、外国語活動や英語の授業におけるコミュニケーション能力の育成を支援いたします。中学校においては、市内における職場体験を通じて勤労観や職業観を育成してまいります。

最後に、心身ともに健康な児童・生徒の育成に力を注ぎます。前年度に引き続き食育のさらなる推進を図るとともに、健康で安全な生活ができるよう健康教育の充実に努めてまいります。また、小・中学校に学業支援員を配置して、発達障害等特別な支援を要する児童・生徒の支援や不登校児童・生徒への支援の充実に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送ることができるよう、さらに連帯感にあふれ活気に満ちた下呂市を築くために、それぞれのライフステージにおける生涯学習の場を提供し、支援するための諸事業を推進してまいります。

青少年の健全育成については、下呂市青少年健全育成市民会議のもと、少年の主張大会の開催、「わかあゆ賞」による青少年の顕彰を実施し、また子ども会活動やジュニアリーダー活動などを支援し、青少年の健やかな成長を促します。

社会教育活動の推進については、地域に根差した公民館活動を支援し、市民ニーズに対応した公民館講座を開催しつつ、自主的な公民館講座活動を促進いたします。

文化財保護については、引き続き各地域の有形・無形文化財保護の啓発と地域文化の伝承に努めます。平成 21 年度に実施した桜洞城址、平成 22 年度に実施した大林遺跡の発掘調査により出土した遺物の整理作業と展示公開を実施してまいります。また、市内各地の博物館、資料館など、個別に運営されている文化財関連施設を統合的に運営が行えるよう、施設の役割の明確化と管理体制の見直しにより、下呂ふるさと歴史記念館を中心的な役割に位置づけ進めてまいります。

国際交流事業については、アメリカ合衆国ペンサコーラ市とケチカン市の 2 市に集約し、より深く良好な関係を築くために訪問団の派遣と受け入れの相互交流事業を継続し、国際親善と下呂市の将来を担う若者の国際感覚の醸成に努めてまいります。

社会体育については、平成 24 年度に開催される第 67 回ぎふ清流国体に向けて、今年度はプレイベン

トとして8月にソフトボール競技とハンドボール競技のリハーサル大会を開催します。国体の開催に備えて、競技運営を適切かつ円滑に推進し、大会運営に係る各種業務の習熟を図ってまいります。また、市民の参加と協力を得て広く市民運動を展開することにより、全国から訪れる人々を温かく迎えるとともに、市民一人ひとりが国体の開催について理解を深めていただき、積極的に参加する機運を高めるための事業を展開してまいります。

市内スポーツ施設の改修については、老朽化の著しい施設を優先するという従来の方針を改め、施設の統廃合も含めた合理化計画の中で検討していきたいと思っております。市民スポーツ振興のために総合型地域スポーツクラブ等を支援し、施設の維持管理については指定管理者による管理運営を充実して、利用者みずからが施設管理を行うという手法を取り入れながら、市民目線での施設運営と、民間の持つ経営ノウハウの活用による省力化とサービスの向上に努めるとともに、市民協働の理念に基づき、スポーツイベント業務の一部民営化を図ることにより効率的な管理運営と事業の実施を目指してまいります。

また、御嶽パノラマグラウンドは、JOCナショナルトレーニングセンターが認定する高地トレーニング強化拠点施設としての知名度アップとともに、利用者数が増加しております。今後さらに高山市や関係機関と連携し利用促進を図るため、高校、大学、実業団などの関係者に対する合宿等の誘致活動を積極的に展開してまいります。

御嶽少年自然の家は、岐阜県が平成22年3月末をもって閉鎖しましたが、施設の有効利用のための手法について関係機関との協議を続けてまいります。

情報通信関係について、情報通信基盤整備事業は平成19年度より進めてまいりましたが、昨年5月に予定していた事業がすべて完了し、指定管理者である下呂ネットサービスが管理・運用を行っております。引き続き新規加入者の開拓に努めるほか、サービスの充実・向上に取り組んでまいります。また、デジタル放送難視聴地区の指定を受けている濁河地区の整備につきましても、受信点調査や各種申請手続など、平成24年度の工事発注に向けた準備を行ってまいります。さらに、ことし7月24日をもって地上デジタル放送に移行することに伴い、地デジ対策専門員を情報課に配置し、市民からの問い合わせや相談に対応してまいります。

地域間交流事業については、豊かな海づくり大会のサテライトイベントや「湧くわく水サミット」を下呂市で開催したほか、名古屋市で開催されたCOP10にあわせて行われた木曽川流域27自治体が参加した流域自治体シンポジウムなどにおいて、上流域が豊かな森林を守ることで水源地としての役割を果たしていることを申し上げ、上下流域で共通認識を持ちながら交流事業を進めることに対して前向きな意見交換ができました。今後もこうした交流を深めながら、多くの産業や消費者を有する下流域との連携を基盤として、地域の活性化につなげていくことへと発展させていきたいと考えています。

コミュニティバスを中心とした公共交通体系については、今後、県立下呂温泉病院の移転などに加え、高齢化など社会的な背景が変化していますので、現行の運行を維持しながら、教育や福祉など幅広い視点から検討を行い、効率的で持続可能な方向を検討してまいります。

安心・安全なまちづくり。

市民が安心して暮らせるためには、医療体制の計画的な整備と拡充が喫緊の課題であります。

金山に建設する市立病院は、平成24年8月の開院に向け、ことし2月に着工いたしました。地域医療・療養、救急医療の役割を担うものであり、隣接する保健福祉施設等との連携活用についても検討を進めてまいります。また、県立下呂温泉病院は、平成26年度上期の開院に向け、ことし3月に着工となりますが、今後、アクセス道路の整備やコミュニティバスの運行等、県との協議を進めながら市として最大限の支援・協力をしてまいります。

二つの病院は、市民が適切な医療を受けられる環境の整備と医療体制の拡充を図るものと大いに期待されていますが、健全な運営を図るためには、医療を提供する側と受ける側、お互いの理解、信頼関係が大切だと考えます。そのため、平成 23 年度には市民フォーラムを開催し、全市一体となり地域で支える医療体制・組織の確立を図ってまいります。

全国的に深刻な状況となっている地域医療従事者の不足問題については、地域の医療体制が崩壊しかねない大きな課題であり、今後とも計画的な医療従事者の確保・育成施策として、現行の医師への奨学資金制度、看護師等への修学資金制度の充実を図るとともに、下呂市の医療政策指針を初め、医療従事者の計画的な配置や労働環境改善対策を定めた下呂市医療ビジョンを策定し、市民のだれもが安心して医療を受けられるための体制の整備に努めてまいります。

金山病院の経営については、引き続き厳しい状況ではありますが、市立金山病院改革プランを指針とし、収入の確保と経費の節減に努め、経営の健全化に取り組んでまいります。

現在、医師不足問題がより顕著になっている小坂、馬瀬、二つの診療所については、医師会等関係団体との連携を図りながら、市内の二つの病院の応援協力も得て、できる限り市民の皆様方に御迷惑がかからないよう新たな体制づくりに努めてまいります。特に小坂診療所については、4月から常勤医が自治医大派遣医師1名体制になることから、ある程度の規模縮小は避けられない状況にあります。医師を中心に医療スタッフが一丸となって今まで以上に創意工夫を図りながら業務を進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

あわせて、医師確保対策には今後とも各関係機関等への要望活動を繰り返し行い、医師情報等の速やかな把握と的確かつ迅速な対応に努めながら、あらゆる手段・方策を講じてまいる所存であります。また、下呂市医師会、薬剤師会の協力のもと平成 19 年度より開設している休日診療所については、救急病院医師の勤務条件緩和にも効果があらわれていますが、今後とも広く市民に周知を図り、利用を促進してまいります。

保健事業については、本市の特色として、生活習慣病に起因する死亡率が国・県の平均と比較すると高い傾向にあります。このことから、市民に対して生活習慣病予防の重要性を普及・啓発し、健康に対する自発性を促し、健康増進を支援する体制の整備を進めてまいります。また、新しい国民病とも呼ばれる慢性腎臓病の予防については、県のモデル市の指定を受け、県、医師会などと連携し、生涯を通じた予防体制の整備を進めてまいります。

国民健康保険事業においても、特定健診・特定保健指導の拡充や健診受診率の向上を図るとともに、事業の安定運営に努めてまいります。また、国民健康保険制度の広域化につきまして、現段階では不確定要素が多くありますが、国や県に対し制度の適正化等について要望してまいります。

がん対策については、がんの予防啓発及び知識の普及等必要な施策とともに、がんの早期発見・早期治療のため検診受診率の向上を目指すことが大切であり、引き続き集団検診だけでなく、年間を通して受診可能な個別検診についても費用助成を含め積極的勧奨に努めてまいります。

予防接種事業では、平成 22 年度において国の緊急経済対策として助成が開始された子宮頸がん等ワクチン接種費用緊急助成事業について、事業終了年度である 23 年度も将来の罹患リスクの低減を図るため接種を勧めます。また、予防接種法に基づく定期の予防接種も引き続き推進し、感染症の蔓延防止及び疾病予防に努めます。特に接種後の健康被害により差し控えられていた日本脳炎の予防接種が平成 22 年度から一部再開され、23 年度には対象者が拡大されることから、接種機会を逃された方に対しての接種勧奨に努めてまいります。

保健事業を進めていく上で、医師会等関係団体との連携は不可欠なものであります。今後とも市民が

安心して暮らせる地域づくりのため、医師会等関係団体との密接な連携・調整を図りながら各種の事業を推進してまいり所存であります。

福祉施策について申し上げます。

平成 23 年度は第 2 期下呂市地域福祉計画の策定年度です。社会福祉協議会との連携をとり、現計画の評価と市民の意見集約、生活弱者等の実態調査などに努め、策定委員会や推進協議会での審議を通しながら、市民が身近な地域で安心して幸せに生活できるための計画となるよう取り組んでまいります。

高齢者福祉については、高齢者の生きがいや健康づくりを目的とした老人クラブ活動や敬老会事業、高齢者健康増進事業、シルバー人材センター事業等に引き続き支援をしてまいります。新たな事業として、平成 23 年度から 3 年間、在宅での自立した生活を促進し、快適な老後生活をしていただくために、65 歳以上の在宅高齢者のみで構成される世帯に対し、住宅をリフォームするための資金の助成を行ってまいります。具体的には、改修工事費の 2 分の 1 を助成し、上限は 15 万円としております。できるだけ多くの方が利用していただけるよう PR 等を図ってまいります。

あさぎりサニーランドについては、平成 23 年度に施設改修等工事設計業務を行います。今後、計画的に改修を実施し、安全で安心して暮らせる生活環境を整えてまいります。また、かなやまサニーランドの温冷配膳車や金山と馬瀬のデイサービスセンターの特殊浴槽の更新を行い、サービスの充実を図ってまいります。

介護保険事業では、第 4 期介護保険事業計画の最終年に当たり、計画の着実な実施と効果の検証、次期の計画づくりをしなければならぬ年となります。高齢者人口の増加は顕著であり、介護保険財政の健全化のためには介護予防事業を効果的に推進することが重要であると考えております。地域支援事業のみならず、高齢者への各施策などと連携をとりながら、包括的なケア体制を整備してまいります。また、平成 24 年度から 3 年間の第 5 期介護保険計画を策定する年であり、介護保険事業計画策定委員会などと十分協議し、介護保険事業の基本となる計画づくりを進めてまいります。

障害者福祉については、国が平成 25 年度までに障害者総合福祉法（仮称）への移行を表明しており、平成 22 年度には利用者負担の上限月額が変更されたところです。さらに、平成 22 年 12 月には、応能負担の原則を位置づけるなどの見直しをされた法律が公布されました。今後はこうした施策への対応や周知に努めるとともに、平成 23 年度は第 3 期障害福祉計画の策定年度ともなるため、地域福祉計画同様、現計画の評価、市民の意見集約や策定委員会での審議等に努め、国の動向を見ながら障害者の意に即した計画づくりを進めます。また新規事業として、手話通訳者を福祉部内に配置し、聴覚障害者の相談窓口を開設いたします。

生活保護については、対象者数に大きな変化は見られないものの困難ケースが増加しており、社会福祉協議会など関係機関との連携を密にし、素早い対応と対象者に適した福祉サービスの提供に努めます。また、生活保護者への訪問や指導、さらには収入の把握等に努め、自立への支援、保護費の適正な支給を図ってまいります。

子育て支援について申し上げます。

妊婦健診の費用助成については、引き続き国の示す標準的な妊婦健診費用助成を行います。これにより、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減と、安心して出産を迎えられる環境を整えていくとともに、新生児聴覚検査費用助成及び特定不妊治療費用助成など、少子化対策、子育て支援対策を継続して実施してまいります。

平成 22 年度に創設された子ども手当については、平成 23 年度から 3 歳未満の子供は 1 人月額 2 万円に増額され、3 歳以上中学生終了までの子供は、平成 22 年度と変わらず、1 人月額 1 万 3,000 円が支

給される予定です。下呂市では約 2,362 世帯、児童数で約 4,121 名の児童が支給の対象となります。

児童・母子福祉については、引き続き家庭相談員、母子自立支援員を配置し、飛騨子ども相談センター等との連携を密にとりながら児童や母子家庭に対する相談に応じ、母子家庭に対する高等技能促進事業を継続し、母子家庭の母親の自立に向けての資格取得に対して支援してまいります。また、不登校児童・生徒や障害のある児童・生徒への支援を引き続き行うとともに、放課後及び長期休暇時運営児童クラブに加え、長期休暇時個別支援を必要とする療育手帳取得者、特別支援学級在籍者等を対象に児童クラブを開設し、充実を図ってまいります。

少子化対策として、18 歳未満の児童を持つ保護者の第 3 子以降のお子さんで 3 歳以上の場合、保育料を無料とし、保育料の軽減を引き続き行ってまいります。

障害児療育は、児童の健やかな育成を支援するための質の高い療育システムの継続と、心身の発達のおくれやさまざまな悩みを持つ親子に対して、さくらんぼ教室と加配保育士の連携強化、さらに関係機関との連携により情報提供や指導を行ってまいります。

保育園運営については、指定管理を行っています萩原南保育園、金山保育園は地域に根差した独自性豊かな運営方法を推進し、また市営保育園は地域の子育て支援の拠点としての役割を担うため未満児保育の充実を図るなど、実情に応じた幅広い受け入れ体制を整備いたします。平成 25 年度を目指しているみのり保育園と白草保育園の統合について、新園舎の場所が乗政地区に決定しましたが、平成 23 年度は園舎の建築と敷地整備工事などに係る基本設計と詳細設計を実施いたします。なお、老朽化した両園舎は最終的に取り壊すこととしております。

消防・防災について申し上げます。

昨年 7 月から 8 月にかけての集中豪雨は、市内各所で道路などに災害をもたらし、岐阜県下では人的被害を含む甚大な災害となりました。近年、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨による被害が全国各地で多発しています。こうした局地的な土砂崩壊などの被害に対応するために、昨年 12 月にエマルゴを用いた災害対応訓練をあさぎり体育館において実施しましたが、情報収集、伝達、救助など多くの課題が見出されましたので、今後の災害対応に生かしてまいります。

また、皆様のところには書いてございませんが、あす 3 月 1 日には下呂市と国土交通省中部整備局が災害時の情報交換に関する協定を締結する運びとなっております。協定の締結によりまして、大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれのある場合、支援の窓口として下呂市に国土交通省の職員（リエゾン）を派遣されるものであります。これにより、リエゾンを通じて得られた被害状況の情報をもとに災害対策車などの派遣など、下呂市に対する支援を円滑に実施することが可能となります。

阿寺断層の上に位置する下呂市は、直下型地震とともに東海・東南海地震に対する備えはもちろんのこと、この冬に日本海側各地を襲った記録的豪雪など、自然災害に対する備えがますます重要であります。災害に対しては、みずからの身はみずから守る、自分たちの地域は自分たちで守るという考え方に基づいた住民の防災意識の啓発や地域の連帯意識の醸成に努め、初動態勢のかなめとなる振興事務所を中心としたさらなる自主防災組織の確立に取り組んでまいります。

救急・救助関係においては、医師会等各種関係機関と密接な連携をとりながら、大規模災害に対応できる各種訓練を継続して実施してまいります。また、消防と医療機関との連携による救急救命体制の充実、救急業務の資質向上を図るため、各種講習会、研修会を実施することはもとより、気管挿管救急救命士及び薬剤投与救急救命士の養成を順次行い、救急救命士を含めた救急隊員の資質向上を目指してまいります。救命率向上のためには一般市民による心肺蘇生法等の迅速な救命措置が重要であることから、一般市民を対象とした救急救命講習会の実施を推進し、より多くの方に理解と習得をいただくよう努め

てまいります。

通信指令関係においては、消防・救急無線のデジタル化を実施し、平成 21 年度に導入した通信指令システムとタイアップさせて、迅速かつ確実な通信指令業務の遂行に努めてまいります。

予防関係においては、住宅防火対策を推進するため、住宅用火災警報器の全戸設置に向けて広報活動を継続してまいります。また、観光立市、ホスピタリティ都市を目指す下呂市にとって、宿泊施設等の事業所における防火管理体制の確立は、おもてなしの心に通じる重要な要素であります。

消防団関係においては、建物火災時における出動態勢の見直しを行い、各方面隊隣接地区への出動を実施することにより、より迅速かつ一体的な消防活動を目指してまいります。また、計画的に消防機械器具等の適正な更新を行ってまいります。さらに、女性消防団員による地域の交流、応急手当の普及、防火パレード参加及び独居老人宅訪問等災害弱者の支援を行うことにより、ソフト面での消防団活性化を推進してまいります。

防犯については、犯罪が多様化し、一般市民が時間や場所にかかわらず犯罪に遭遇するリスクが増加しておりますので、犯罪から市民を守るために、地域、関係機関と連携した防犯対策を実施してまいります。

環境施策について申し上げます。

地球温暖化を初めとする地球環境問題への対応が急務となっております。

下呂市のごみの排出量は、人口の減少や経済状況の変化並びに市民の皆様の御協力により、年々減少する傾向にありますが、下呂市の豊かな自然環境を将来に正しく継承するため、ごみの減量化や資源の有効利用とリサイクルのさらなる推進を図ることが強く求められています。そのための主な取り組みとして、一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした廃棄物の減量化、資源化を推進し、人に優しい循環型社会の構築に努めてまいります。

さらに、第 1 次総合計画の基本構想をもとに、環境保全施策の総合的、計画的な推進を図るため、環境基本条例を平成 22 年度に策定し、それに基づいた下呂市環境基本計画の策定を進めております。また、美輝の里が、木質ペレットボイラーの設置により、環境省が進める二酸化炭素削減の取り組み制度である J-V E R の県内初の認証をことし 2 月に受け、二酸化炭素排出削減で得られた排出権の売却を行っております。こうした森林資源を活用した環境対策を進めるとともに、下呂市における地球温暖化対策地方公共団体実行計画を下呂市環境基本計画の中で取り組んでまいります。

環境衛生施設については、どの施設も老朽化が進んでおり、更新を考慮しながら維持管理を行わなければならない状況となっております。その中で、最終処分場については、地元四美区の御理解、御協力を賜り、埋め立て期間の延長ができることとなりましたので、かさ上げ工事等を実施いたします。

下呂市にとりまして喫緊の課題であります廃棄物処理施設については、市民にとって必要不可欠で重要な施設でありますので、新用地選定については、建設用地検討委員会を設立し検討していただいておりますが、決定には至っていません。議会の皆様や市民の皆様の御意見を伺いながら平成 23 年度中には決定したく進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、現有の施設については年々維持管理費が増加傾向にありますが、市民生活と経済活動にはなくてはならない施設でありますので、利用者の方々が安心・安全に利用できるよう利便性を維持しながら計画的な維持修繕補修を行い、施設運営に努めてまいります。

自然環境の保全、環境型社会の実現、地場産業の活性化などを目指し、各種の施策を実施する中で新エネルギーの活用を図るため、平成 21 年度に策定した新エネルギービジョンに基づき、国が進めている地球温暖化対策や低炭素社会づくりを推進するため、太陽光発電システム設置費の補助等により、市

民や事業者の皆様の理解や協力を得て、新エネルギーの普及・導入に努めてまいります。省エネ法の改正により下呂市も特定事業者指定されましたが、各庁舎等のLED照明器具への交換を順次行うなど省エネに取り組んでまいります。

水道・下水道事業について申し上げます。

下呂上水道は、東上田浄水場の老朽化に伴い、平成20年度から新東上田浄水場の施設整備に着手し、順調に工事が進んでおります。平成23年度は、昨年引き続き電気機械設備工事を行うとともに、外構工事を実施します。平成24年4月の供用開始を目指し工事を進めてまいります。

水道管の管網整備については、管の耐震化と有収率を上げ、水道水の安定供給を図るため、老朽化した水道管の布設がえ工事を湯之島地区及び東上田地区において実施いたします。

簡易水道は、竹原地区の下水道整備等に伴う今後の水需要及び濁水や災害等不測の事態に対応するため、平成22年度に宮地浄水場の機能強化事業を行ったところですが、平成23年度は各施設の設備を精査し、老朽化した機器の修繕及び更新、ろ過砂の入れかえ等、きめ細かな整備を実施し、水道水の安定供給に努めてまいります。また、上水道を含めた水道施設管理の効率化を進めるため、平成21年度から3ヵ年計画で、監視データを新東上田浄水場に集中する遠方監視・制御システムの構築に着手しております。平成23年度に萩原、下呂、馬瀬地区のシステムを整備することにより完成します。平成24年4月以降は、さらなる日常管理の強化と、休日・夜間の迅速な状況確認と体制がとれるものと考えています。

特別会計としての独立性を高めるため、水道施設の運転維持管理業務については、需用費や通信費を含めた包括的管理を上水道・簡易水道すべての施設において外部委託していますが、平成23年度も継続してまいります。今後とも上水道並びに簡易水道事業のなお一層の運営効率化を目指すとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業については、公共下水道は、湯之島処理区が平成24年度に完了すべく、引き続き管路整備を進めてまいります。特定環境保全公共下水道は、萩原処理区の管路整備を平成25年度の完了を目指し、引き続き進めてまいります。同じく萩原処理区において、流入量の増加に伴う下水処理場の最終沈殿池増設工事については平成22年度から着手しておりますが、平成23年度に完成し、平成24年度当初から稼働する予定です。施設の適正な維持管理を図り、市民の快適な住環境を確保し、下水道事業の目的であります環境保全に努めてまいります。

合併浄化槽の設置については、引き続き補助金の交付を実施し、設置の促進を図ってまいります。

以上、今定例会の提案説明に先立ち、平成23年度予算の大要と私の所信の一端を申し述べさせていただきます。冒頭に申しましたように、行財政運営が今後ますます厳しくなる状況ではありますが、3本の柱のもとに、健全で持続可能な市政運営とともに、地域コミュニティづくりによる地域力の強化を図り、市民の皆様との参画と協働により一体となって「元気な下呂市」の実現のために誠心誠意努力してまいりますので、今後とも市民の皆様並びに議会の皆様により一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（大前武憲君）

御苦労さまでした。

休憩をいたします。再開は4時といたします。

午後3時47分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第 21 号から議第 23 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第 22、議第 21 号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第 23、議第 22 号 金山町下沓部辺地総合整備計画の変更について、日程第 24、議第 23 号 金山町東辺地総合整備計画の変更について、以上 3 件を一括上程いたします。

議第 21 号から議第 23 号について提案説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

それでは、議第 21 号、7 ページでございます。

下呂市過疎地域自立促進計画の変更について。

下呂市過疎地域自立促進計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございますが、下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法の第 6 条第 7 項の規定に該当するためでございます。

次のページをお開きください。

変更でございますけれども、区分の 2 の産業の振興につきましては、変更後、農村生活の環境整備分を追加しております。

3 の交通通信体系の整備等につきましては、市町村道では宮地 36 号線道路改良事業、また林道では下呂小坂林道改良工事と羽根洞の林道改良工事を追加しております。

4 の生活環境の整備でございますけれども、変更前にございます地蔵堂下沓部線の改良事業に伴う下水道管布設工事と、それから東橋のかけかえによる下水道管添架工事の分を辺地総合計画に変更するものでございます。

それでは、次の 9 ページの議第 22 号でございます。

金山町下沓部辺地総合整備計画の変更について。

金山町下沓部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由は、金山町下沓部辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 5 項の規定に該当するためでございます。

次のページでございますが、金山町下沓部辺地総合整備計画の変更概要でございます。

4 番目の今回の変更概要でございますけれども、事業名の地蔵堂下沓部線道路改良事業につきましては、けた橋の鉄鋼材の単価見直し、また仮設工事の増額によるもので、総事業費の変更が 3 億 7,280 万、特定財源が 1 億 5,444 万 1,000 円、辺地対策事業債が 2 億 1,750 万円に変更でございます。

それから次の県営中山間総合整備事業でございますけれども、この変更内容は詳細変更によるものでございまして、変更後、総事業費が 983 万 7,000 円、特定財源 327 万 9,000 円、辺地対策事業債が 653 万 6,000 円になるものでございます。

その次の金山簡易水道施設整備事業でございますけれども、先ほどの過疎地域自立促進計画からの変更でございます。変更後、総事業費が 972 万 2,000 円、特定財源 490 万、辺地対策事業債が 480 万円でございます。

一番最後の欄の農業集落排水施設金山処理区の整備事業におきましても、同じく前の過疎地域自立促進計画からの変更でございまして、変更後の総事業費は 1,053 万円、それから特定財源 500 万、辺地対策事業債が 500 万でございます。

それでは続きまして、議第 23 号の金山町東辺地総合整備計画の変更について。

金山町東辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議会の議決を求める。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由、金山町東辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 5 項の規定に該当するためでございます。

次のページをお開きください。12 ページでございます。

金山町東辺地総合整備計画の変更概要。

4 番目の今回の変更概要でございますけれども、事業名の県営中山間総合整備事業、農業生産基盤でございますけれども、変更内容は詳細変更によるものでございます。事業費は、変更後、総事業費 308 万 1,000 円、特定財源 101 万 3,000 円、辺地対策事業債 202 万 7,000 円となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大前武憲君）

これより本 3 件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 21 号から議第 23 号の上程 3 議案につきましては、お手元に配付してあります付託表のとおり、総務常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第 21 号から議第 23 号の上程 3 議案については、付託表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第 24 号から議第 26 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第 25、議第 24 号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯等指定管理者の指定について、日程第 26、議第 25 号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について、日程第 27、議第 26 号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、以上 3 件を一括議題といたします。

それぞれ議第 24 号から議第 26 号について提案説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（曾我満利君）

それでは 13 ページの議第 24 号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯等指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。平成 23 年 2 月 28 日提出。

施設の名称、下呂市巖立峡ひめしゃがの湯、下呂市飛騨小坂ふれあいの森、下呂市御嶽山五の池小屋、下呂市濁河温泉市営露天風呂。指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町小坂町 769 番地、小坂町商工会会長 熊崎孔平。指定の期間、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間と

いうことです。

次の14ページですが、議第25号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成23年2月28日提出。

施設の名称、下呂市金山森林総合利用促進施設。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町弓掛515番地、有限会社弓掛観光開発代表取締役 日下部桂佑。指定期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間。

続きまして、議第26号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成23年2月28日提出。

1. 施設の名称、下呂市フィッシングセンター水辺の館。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市馬瀬中切984番地3、特定非営利活動法人馬瀬川プロデュース代表理事 中川護。指定の期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間ということです。よろしくお願ひします。

○議長（大前武憲君）

それでは、議第24号から議第26号について、本3件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第24号から議第26号までの上程3議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、議第24号から議第26号までの上程3議案につきましては、付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第27号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第28、議第27号 下呂市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

議第27号について提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

議第27号 下呂市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

次の施設について、下呂市の特定の事務を取り扱う郵便局に指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成23年2月28日提出。

郵便局の名称、上原郵便局、中原郵便局。

2. 取扱事務、(1)戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書並びに除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書の交付（当該戸籍または除籍に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務、(2)納税証明書の交付（当該納税証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務、(3)外国人登録原票記

載事項証明書の交付（当該外国人登録原票記載事項証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務、(4)住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（住民票の写し及び住民票記載事項証明書に記載されている者または同一世帯に属する者に限る。）の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務、(5)戸籍の付票の写しの交付（当該戸籍の付票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務、(6)印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務。

3. 取扱期間、平成23年5月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヵ月前までに下呂市長または郵便局株式会社のいずれからも取扱解除の意思表示がないときは、取扱期間をさらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第27号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第27号については、付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第28号から議第30号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第29、議第28号 市道の路線認定について、日程第30、議第29号 市道の路線変更について、日程第31、議第30号 市道の路線廃止について、以上3件を一括議題といたします。

議第28号から議第30号について提案説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（二村文裕君）

それでは、28号から30号までの提案説明をさせていただきます。

議案書17ページをお開きください。

議第28号 市道の路線認定について。

次のとおり市道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

対象路線につきましては、1番の馬瀬の栗原橋線ほか6路線でございます。平成23年2月28日提出。

提案理由でございますが、国道257号線川上バイパス整備に伴う既設橋梁の栗原橋線のほか6路線を市道として認定するものでございます。

次に18ページをお開きください。

議第29号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

対象路線でございますが、1 番の馬瀬のこもれび線から 19 ページに記載してございます以上の 10 路線でございます。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございますが、国道 257 号線川上バイパス整備に伴うこもれび線ほか 9 路線の再編成を行うものでございます。

次に 20 ページをお開きください。

議第 30 号 市道の路線廃止について。

次のとおり市道を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

坂之下・張山線、萩原町でございますけれども、廃止期日が平成 23 年 3 月 31 日。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございますが、法定外道路として移管するため、廃止をするものでございます。

以上の 3 件でございますが、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本 3 件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 28 号から議第 30 号までの上程 3 議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 28 号から議第 30 号までの上程 3 議案については、付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合によって時間延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を議事日程が終了するまで延長することに決定いたしました。

◎議第 31 号から議第 42 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

続いて日程第 32、議第 31 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 33、議第 32 号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 34、議第 33 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 35、議第 34 号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第 36、議第 35 号 下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例について、日程第 37、議第 36 号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、日程第 38、議第 37 号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、日程第 39、議第 38 号 下呂市子育て広場条例について、日程第 40、議第 39

号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、日程第 41、議第 40 号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 42、議第 41 号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第 43、議第 42 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上 12 件を一括議題といたします。

議第 31 号から議第 34 号について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

21 ページをお開きください。

議第 31 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございます。平成 22 年度人事院勧告に基づき、当該条例の一部を改正するものでございます。

24 ページをお開きください。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱で御説明を申し上げます。

改正の理由でございますが、平成 22 年度の人事院勧告により、下呂市職員の給与の適正な水準を確保するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございますが、まず第 1 条の関係で一つ目、(1)ですが、期末・勤勉手当の支給率を次のとおり改定します。表が二つ掲げてございます。今回御審議いただくのは下側の表でございますが、昨年 12 月議会で 4.15 ヶ月分から 3.95 ヶ月分に条例を改正しておりますが、その場合、6 月期は既に支給済みであったため、12 月期で調整をしたものでございます。下の表にございます 3 月議会での改正予定ということで、本来の 6 月期、12 月期の支給率をここで改めて改定するものでございます。総支給率については 3.95 ヶ月でございますので、よろしく願いいたします。以上が第 23 条の 4 の関係と第 23 条の 7 の関係でございます。

二つ目でございますが、附則第 13 項の規定が適用される間、再任用職員以外の職員の勤勉手当の額は、勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.0125（特定管理職員にあつては 100 分の 1.3125）を乗じて得た額の相当する額とします。これは附則第 16 項の関係でございます。

三つ目として、この条例は公布の日から施行します。附則の関係でございます。

続きまして 25 ページをお願いいたします。

議第 32 号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございます。下呂市の厳しい財政状況にかんがみ、下呂市長等の給与を平成 23 年 4 月から平成 24 年 4 月まで減額するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

28 ページをお開きください。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱で御説明を申し上げます。

改正の理由は、下呂市の厳しい財政状況にかんがみ、下呂市長等の給与を平成 23 年 4 月から平成 24 年 4 月まで減額するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2 項目め、概要でございますが、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 17 日までの在任期間を対象として支給する給料月額について、市長は 25%、副市長は 15%、教育長は 10%を減額するものとしま

す。これによりまして、市長は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 17 日までの間、現在 20%の減額にさらに 5%加えまして 25%、したがって 63 万 7,500 円になります。また副市長は、同じ期間において 10%を 15%に引き下げますので 59 万 5,000 円です。教育長は、同じ期間において 5%からさらに 10%に引き下げますので 54 万 9,000 円となります。以上が附則の第 3 項の関係でございます。

二つ目として、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行します。附則の関係でございます。

続きまして 29 ページをお願いいたします。

議第 33 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございます。農業委員会委員の報酬改定及び、一般職の職員が特別職の職員となったとき、正規の勤務時間外の職務に限り報酬の支給を可能とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

33 ページをお開きください。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱で御説明をします。

改正理由でございます。二つの大きな改正点がございまして。

まず一つ目、農業委員会委員の業務は農地法の改正により職務が増加していることや、近隣自治体と比較し報酬額が低いため、報酬額を改定します。

二つ目、一般職または特別職の職員で常勤の者がこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、特別職の職員として受けるべき報酬は支給しないと定められています。一般職の職員が特別職の職員となったとき、正規の勤務時間外の職務に限り報酬の支給を可能とします。

以上、1 及び 2 の二つの理由により、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、まず大きな 1 点目でございますが、①として、「委員長」とあるのを正式名称である「会長」に改めます。これは別表の関係でございます。また二つ目として、報酬を次のように改めますということで、会長は月額「1 万円」を「1 万 5,000 円」に、その他の委員は月額「9,000 円」を「1 万 2,000 円」にそれぞれ改めるものでございます。これも別表の関係でございます。

それから二つ目の改正点でございますが、まず一つ目として、正規の勤務時間外に行われる一部事務に限り、市長が特に必要があると認めるときは、報酬を支給することができることとします。これは選挙事務に対して、投票管理者または選挙長、開票管理者などを兼ねる場合を想定してございます。これは第 4 条の関係でございます。二つ目として、各選挙関係特別職職員の支給単位を実情に合わせ 1 回とします。別表の関係でございます。

三つ目として、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行します。附則の関係でございます。

34 ページをお開きください。

議第 34 号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございます。幸田公営住宅駐車場を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

37 ページをお開きください。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱で御説明をいたします。

改正理由は、幸田公営住宅駐車場は、この土地を市が借り受け、市営駐車場として利用していたが、利用者がなくなり所有者に返したので、この駐車場を廃止するため、当該条例の一部を改正するというものでございます。

二つ目、概要でございます。

(1)として、駐車場の名称及び位置（表）、また駐車場の使用料金（別表）から幸田公営住宅を削除します。第2条と別表の関係の改正です。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則の関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第35号について提案説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

それでは38ページでございます。

議第35号 下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例について。

下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例を別紙のとおり定める。平成23年2月28日提出。

提案理由、岐阜県施設であります下呂温泉乗政野営場の廃止に伴いまして、下呂市がこれを譲り受け運営するため、当該条例を制定するものでございます。

42ページをお開きください。

要綱により御説明を申し上げます。これにつきましては新規のため、条例の新旧対照表はございませんので、よろしくお願いいたします。

下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例、条例要綱。

1. 制定理由、岐阜県施設である下呂温泉乗政野営場の廃止に伴い、下呂市がこれを譲り受け運営するために、当該条例を制定するものです。

2. 概要、(1)設置、第1条関係、この施設の設置を規定しています。

(2)名称及び位置、第2条関係、この施設の名称及び位置を規定しています。

(3)施設、第3条関係、キャンプ場内の施設の内容を規定しています。

(4)使用期間、第4条関係、キャンプ場の使用期間を規定しています。

(5)使用の許可及び制限、第5条関係、キャンプ場施設の使用許可及び変更許可に関する事項を規定しています。あわせて、公益、公安を害し、または風俗を乱すおそれがあると認められるときなど、許可をすることができない事項を規定しています。

(6)使用の許可の取り消し等、第6条関係、使用者がこの条例に違反する場合など、使用許可の取り消しや使用停止などを規定しています。

(7)使用料、第7条関係、キャンプ場施設の使用料を規定しています。

(8)使用料の減免、第8条関係、市長が公益上その他特に必要があると認めたときなど、その使用料を減免できることを規定しています。

(9)使用料の還付、第9条関係、市長が使用料の還付することを適当と認めたときなど、その使用料を還付できることを規定しています。

(10)原状回復義務、第10条関係、使用者がキャンプ場施設の使用を終えたときに原状に復さなければならぬことを規定しています。

(11)使用権の譲渡等の禁止、第11条関係、使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、または貸し付けて

はならないことを規定しています。

(12)損害賠償、第 12 条関係、43 ページです。使用者が、施設及び附帯備品等を損傷し、または滅失したときに損害賠償しなければならないことを規定しています。

(13)委任、第 13 条関係、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

(14)この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 36 号について提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（今井隆夫君）

議第 36 号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由、下呂振興事務所上原出張所、中原出張所を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱の 47 ページをお開きください。

下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、平成 23 年 5 月 1 日をもって下呂振興事務所上原出張所及び中原出張所を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)出張所の配置に関する文言を適正化するものでございます。第 3 条関係、これにつきましては、平成 21 年 3 月に、金山病院出張所と金山保健センターの出張所がありましたが、別表 2 から削除して条例改正をしたんですが、この文言だけが残ってしまっていたということで、今回削除するものでございます。

(2)出張所の名称、位置及び所管区域（別表第 2）から上原出張所、中原出張所を削除します。

(3)この条例は平成 23 年 5 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 37 号から議第 39 号について提案説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（早兼高美君）

それでは、議案書の 48 ページをお開きください。

議第 37 号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について。

下呂市児童館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日。

提案理由でございます。萩原南児童館を児童厚生施設である児童館条例から削除するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

51 ページをお開きください。

下呂市児童館条例の一部を改正する条例要綱でございます。

改正理由、萩原南児童館を、児童厚生施設である児童館条例から削除し、新たに子育て支援施設とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)児童館の名称及び（別表第 1）及び休館日（別表第 2）から萩原南児童館を削除します。

(2)この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

それでは 52 ページをお開きください。次のページです。

議第 38 号 下呂市子育て広場条例について。

下呂市子育て広場条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日。

提案理由でございますが、下呂市子育て広場を設置するため、当該条例を制定するものでございます。

55 ページをお開きください。

条例要綱によって説明します。

1. 制定理由、萩原南児童館が担ってきた子育て関係事業に加え、不登校対策のフリースペースや個別に支援が必要な児童のための放課後児童クラブ事業などを追加し、子育て広場の施設とするため、新たに条例を定めるものでございます。

2. 概要、(1)設置、第 1 条関係、子育て広場設置を規定しています。

(2)名称及び位置、第 2 条関係、名称、萩原南子育て広場、位置、萩原町萩原 599 番地を規定しています。

(3)事業、第 3 条関係、子育て広場で実施する事業について、親と子の育ちの場の提供や教育支援センター事業に関することなどを規定しています。

(4)休館日、子育て広場の休館日について規定しています。

(5)使用時間、第 5 条関係、子育て広場の使用時間について、午前 10 時から午後 5 時までを規定しております。

(6)使用及び利用できる者の範囲、6 条関係、児童福祉または教育に関する事業を行う者など、使用及び利用できる者を規定しています。

(7)使用の制限、第 7 条関係、公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるときなど、使用の制限について規定しております。

(8)使用外使用等の禁止、8 条関係でございます。子育て広場の目的外使用、転貸等の禁止について規定しております。

(9)使用の制限、第 9 条関係、子育て広場の使用許可取り消しや使用の中止等について規定しております。

(10)使用料でございます。第 10 条関係、子育て広場の使用料は無料といたします。

(11)使用者の遵守事項、第 11 条関係でございます。子育て広場の使用者の遵守事項について規定しております。

(12)損害賠償、第 12 条関係、子育て広場の使用者及び利用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えた場合の損害賠償について規定しております。

次のページをお願いします。

(13)委任、第 13 条関係でございます。この条例に定めるもののほか、子育て広場の管理に関し必要な事項は、市長が定めることを規定しております。

(14)附則、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

57 ページ、次のページをお願いいたします。

議第 39 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について。

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めます。平成 23 年 2 月 28 日。

提案理由でございます。放課後児童クラブの開設時間等の明確化と、萩原南クラブを新たに追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

60 ページをお開きください。

下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由、放課後児童クラブの開設に関し、①土曜日は月 1 回のみ開設であること、②萩原北ふるさとクラブほか 2 クラブは夏季休業日のみ開設であること、③萩原南クラブには入部資格を追加すること、④別表を地区ごとに整理し萩原南クラブを追加すること、以上の理由によりまして改正するものでございます。

概要でございます。(1)土曜日は月 1 回のみ開設のため、開設を指定する土曜日とします。第 4 条関係。

(2)夏季休業日のみ開設する放課後児童クラブを特定します。第 4 条関係。

(3)萩原南クラブの入部資格について、規定を追加いたします。第 5 条関係。

(4)別表を地区ごとに整理し、萩原南クラブを追加します。別表関係。

(5)この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

以上三つの議案、審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 40 号について提案説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（二村文裕君）

それでは、議案書 61 ページをお開きください。

議第 40 号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございますけれども、市営住宅を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては要綱で御説明を申し上げますので、64 ページをお開きください。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1 の改正理由でございますが、木造平家建ての上原一般住宅及び尾崎団地は、主要構造物の老朽化により変形や傾き等が生じており、危険な状態にあります。このため当該住宅を廃止し解体するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2 の概要につきましては、(1)住宅の名称及び位置及び使用料から上原一般住宅及び尾崎団地を削除いたします。1 条、2 条関係でございます。

(2)この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 41 号について提案説明を求めます。

消防長。

○消防長（住 弥君）

それでは 65 ページをお願いいたします。

議第 41 号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日提出。提案理由、消防関係の手数料等について改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは 94 ページをお願いいたします。

条例要綱により御説明をいたします。

1. 改正理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令において、設置許可申請等に関する手数料の一部改正があったので、当該条例の一部を改正するものでございます。

(2)岐阜県から高圧ガスに関する事務及び液化石油ガスに関する事務が権限委譲され、高圧ガス関係については平成 18 年 3 月、液化石油ガス関係については平成 19 年 3 月に、おのおの下呂市消防関係手数料条例の関係部分を改正しましたが、同内容の一部改正漏れ等があったため、当該条例の一部を改正するものでございます。今回、この改正漏れ部分を追加し、整備するものでございます。このことにつきましては大変申しわけございませんでした。

2. 概要、(1)①から③までの項目について料金改正をするものでございます。この部分につきましては、95 ページの表がございすけれども、この表のとおり手数料の額を改正するものでございます。

(2)①高圧ガス保安法第 16 条第 1 項に規定する貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料を新たに定めます。②高圧ガス保安法第 19 条第 1 項に規定する第 1 種貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料を新たに定めます。高圧ガス保安法第 20 条、第 22 条、第 35 条、第 44 条、第 49 条の検査関係について、別表中の事務の内容を詳細に明記します。この部分につきましては 96 ページの表のとおりでございます。事務の内容の欄中、24 号から 30 号までが改正漏れの部分でございますので、新たにこの部分を追加するものでございます。ちなみに、この改正漏れに関する申請等は今までなかったということでございますので、申し添えをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 42 号について提案説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（池戸 昇君）

97 ページをお願いいたします。

議第 42 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございますけれども、下呂市立小坂小学校と同じく湯屋小学校の統合廃止に伴い、新たに下呂市立小坂小学校を設置するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

100 ページをお願いいたします。

条例要綱により説明をさせていただきます。

1. 改正理由でございますけれども、下呂市立小坂小学校と同じく湯屋小学校の統合廃止に伴い、新たに下呂市立小坂小学校を設置するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、一つ目でございますけれども、小学校の名称及び位置から下呂市立湯屋小学校を削除します。別表第 1 関係でございます。

二つ目でございますけれども、使用料から湯屋小学校を削除します。別表第 3 関係でございます。

三つ目でございますけれども、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本 12 件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

議第31号について、提案理由が「平成22年度人事院勧告に基づき」となっておりますが、これは今までの給与関係のいろんな審議の中で説明されてきたことと違うと思うんですが、下呂市がいつ人事院に勧告されたのか。また、基づく根拠は何ですか。

○議長（大前武憲君）

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

「基づき」ということで用語を使っておりますが、昨年の12月議会のときに御説明しましたとおり、人事院勧告の精神により下呂市としてこれを準用するというところでございます。条例要綱の文面では「平成22年度の人事院勧告により」ということで御説明を申し上げましたので、御容赦いただきますようお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

だから、基づく根拠を説明してください。「基づく」が誤っているのなら「基づく」を直して、「人事院勧告を参考にして」とか「人事院勧告があったので」とか、それは物は言いようがあると思いますよ。要するに下呂市の格差の問題とかいろんな問題の混乱を起こしてきたのは、「人事院勧告に基づき」として平成18年3月に、下呂市が合併後のいろんな給与の問題がある、人事院勧告が指摘したよりも大きい問題が下呂市にあるということを全然考慮に入れず、基づいた条例改正をしたということがその解決をおくらせてきたと。そうじゃなかったですか。だから、この「基づき」ということは単なる言葉ではなくて、これは考えが反映されていますので、だから基づいておっちゃんあだめなんではないんですか。

○議長（大前武憲君）

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

先ほども申し上げましたとおり、下呂市には国及び県のように人事委員会がございませんので、この人事院勧告の精神によりまして給与の決定について議会にお諮りし、これまでも定めてきた経緯がございますので、そういう意味から「人事院勧告に基づき」と表現しておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

「精神により」は「基づき」じゃないですよ。根拠を言ってくださいよ。

○議長（大前武憲君）

副市長。

○副市長（中島 薫君）

従来から、やはり先ほど総務部長が申しましたように、市にはそれに類する人事院、あるいは人事委員会などはございません。ですから、従来から当然「人事院勧告に基づいて」という表現で給与改正をやってきたという経緯でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

その「基づいて」が今までの問題のもとであったということを実感はされるのですか。だから、その精神を生かしたんなら、人事院勧告の精神を生かして当該条例の一部を改正すると言われればそれでいいんじゃないんですか。「基づく」というのは根拠があってということですよ。だから、何で人事院勧告に下呂市が倣わなければならないのか、その根拠は何ですかと。

○議長（大前武憲君）

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

御返事としては先ほどと同じように、人事院が勧告しました給与の改正を下呂市も同じ形で受けとめて議会で御提案申し上げ、これまでも議決してきたということでございますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番。

○3番（日下部俊雄君）

ですから、「基づいて」ということで議員が誤解をしているんですから。ですから、その「基づいて」というのは根拠があってでしょう。ですから、今出てきた消防のまさにその改正は、法の改正に基づいて下呂市もそれを行うと、法に従って。ですから「基づいて」というのは違いますよ、そんな今副市長が言ったようなものは。それじゃあ日本語がおかしくなっちゃいますよ。

○議長（大前武憲君）

副市長。

○副市長（中島 薫君）

ちょっとそこら辺の今日下部議員が言われる気持ちといたしますか、考え方がちょっと私では理解がちょっとできないんですが、基本的に旧町村の時代から当然給料表というのはあったわけでございます。それで、先ほど日下部議員が言われるように、それを適正に運用していなかったと、格差があったということでございます。ですから、これは表現の話かもしれませんが、基本的には旧町村の段階でもやはり人事院勧告というのは基づいてみえたというふうに私は考えます。ですから、準用するとか精神に基づきという話じゃなくて、間違っているのかもしれませんが、考え方としては当然、旧町村単位の給料表はあった、それに人事院勧告というものが毎年されまして、そしてその人事院勧告に基づいてその町村単位の給料表が改定された。それで、合併の中で正直言っているいろいろな事務上の問題が出てきたと。ですから、その基づいたことと格差是正の運用の仕方に間違いがあったということは別の次元の問題であるというふうに私は思います。

○議長（大前武憲君）

日下部議員、委員会付託しますので、委員会の方で詳しい審議を行っていただきたいと思います。
ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 31 号から議第 42 号の上程 12 議案につきましては、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 31 号から議第 42 号の上程 12 議案につきましては、付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第 43 号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第 44、議第 43 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについてを議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

最後のページでございます。101 ページですけれども、議第 43 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて。

地方財政法第 6 条の規定により、平成 23 年度下呂市一般会計は次のとおり、平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計へ繰出しするものとする。

繰出額 1 億 7,550 万円。平成 23 年 2 月 28 日提出。

提案理由でございますが、下呂市事業に係る社会資本整備総合交付金の交付に伴いまして、地方財政法の規定に基づき、基準外繰出金について議決を求めるものでございます。

内容でございますが、平成 22 年度の 3 月補正でも御説明申し上げました、国の下水道国庫補助金が平成 22 年度よりすべて社会資本整備総合交付金となったことによります一般会計での収入となるために、基準外繰り出しとして議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

これより本件に対する質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 43 号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、総務常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 43 号につきましては、付託表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は午後 5 時 5 分といたします。

午後 4 時 57 分 休憩

午後 5 時 05 分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第 44 号から議第 55 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

日程第 45、議第 44 号 平成 23 年度下呂市一般会計予算、日程第 46、議第 45 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第 47、議第 46 号 平成 23 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第 48、議第 47 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第 49、議第 48 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第 50、議第 49 号 平成 23 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、日程第 51、議第 50 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第 52、議第 51 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第 53、議第 52 号 平成 23 年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第 54、議第 53 号 平成 23 年度下呂市水道事業会計予算、日程第 55、議第 54 号 平成 23 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第 56、議第 55 号 平成 23 年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上 12 件を一括議題といたします。

ただいまから説明をいただきますが、平成 23 年度予算につきましては予算特別委員会に付託される予定になっておりますので、一括で説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

それでは、ただいま上程されました議第 44 号、23 年度下呂市一般会計予算から議第 55 号の 23 年度下呂市金山病院事業予算まで一括で説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

議第 44 号 平成 23 年度下呂市一般会計予算でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 210 億 4,000 万円と定めるものでございます。

第 2 条の債務負担行為につきましては、「第 2 表債務負担行為」によるものでございます。

第 3 条の地方債につきましては、「第 3 表地方債」によるものでございます。

第 4 条は、一時借入金の限度額を 10 億円と定めるものでございます。

第 5 条は、予算の流用をすることができる場合を定めるものでございます。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、2 ページから 8 ページの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

9 ページをごらんください。

第 2 表 債務負担行為でございますけれども、この債務負担行為につきましては、23 年度は 16 件の債務負担行為を予定しております。

10 ページをごらんください。

第 3 表の地方債につきましては、起債の目的ごとに借入限度額を設定し、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものです。本年度は交付税振りかえ分の臨時財政対策債及び環境衛生施設整備事業、道路橋梁整備事業、消防施設整備事業に充てる起債が主なもので、総額 27 億 1,420 万円の借

り入れを予定しております。

11 ページからは歳入歳出予算別事項別明細でございます。11 ページの予算事項別明細でございますけれども、14 ページ以降の科目別予算につきましては予算委員会で各担当部局より説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

市税でございますけれども、前年度比 1.4%減の 45 億 8,023 万 7,000 円を見込んでおります。

地方譲与税につきましては 2 億 1,800 万円、利子割交付金は 1,100 万円、配当割交付金は 400 万円、株式等譲渡所得割交付金は 200 万円、地方消費税交付金は 3 億 7,600 万円、ゴルフ場利用税交付金は 200 万円、自動車取得税交付金は 5,800 万円、地方特例交付金は 9,500 万円で、22 年度収入見込み額に国・県の示した伸び率を考慮して推計しました。

地方交付税は 78 億円を見込んでおります。

それから、交通安全対策特別交付金は 300 万円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、農林水産業費、土木費分担金、民生費負担金で 1 億 9,784 万 8,000 円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、土木使用料、衛生手数料などで 3 億 8,040 万 9,000 円を計上しております。

国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金、土木費国庫補助金、消防費国庫補助金など 15 億 1,056 万 1,000 円を計上しております。

県支出金につきましては、民生費負担金、民生費県補助金、農林水産業費県補助金、土木費県補助金、労働費県補助金、総務費県委託金などで 10 億 7,226 万 2,000 円を計上しております。

財産収入につきましては、土地貸付収入、基金利子、建物売却収入などで 7,256 万円を計上しました。

繰入金につきましては、財源不足を補うための財政調整基金の繰り入れなどで 7 億 340 万 3,000 円を計上しております。

12 ページをお開きください。

繰越金につきましては、前年度と同額の 3 億円を計上しております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入などで 9 億 3,951 万円を計上いたしております。

市債につきましては、冒頭に第 3 表 地方債で説明申し上げましたので省略させていただきます。

13 ページをお開きください。

歳出の説明をいたします。

議会費につきましては、議員活動費などで 1 億 9,143 万 9,000 円を計上しております。22 年度に比べ 4,693 万 6,000 円が増となっておりますのは、主に地方議会議員の年金制度が平成 23 年 6 月 1 日に廃止となることによる負担の増でございます。

総務費につきましては 24 億 4,339 万 6,000 円を計上しました。主な事業内容は、退職手当特別負担、文書広報費、地産地消計画推進費、各振興事務所地域振興事業費、下呂交流会館管理運営費及び事業費、県議会議員選挙費、市政選挙費などございます。

民生費につきましては 45 億 3,997 万 8,000 円を計上しております。主な事業内容は、社会福祉協議会の活動事業助成費、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療広域連合の負担金、後期高齢者医療特別会計の繰出金、介護保険特別会計繰出金、子ども手当給付費、保育所公設民営事業、竹原地区の保育園統合整備事業、障害児の加配保育士の設置事業、生活保護費などございます。

衛生費につきましては 23 億 5,854 万 9,000 円を計上しております。主な事業内容は、簡易水道事業特別会計の繰出金、金山病院事業会計繰出金、小坂診療所特別会計繰出金、子育て支援・予防接種事業、

環境総合基本計画策定事業、休日診療所等の診療管理運営費、環境衛生施設の整備費等でございます。

労働費につきましては4,840万6,000円を計上しております。主な事業内容は、若者定住促進事業補助金、雇用促進奨励事業、勤労者生活資金・住宅資金融資事業などでございます。

農林水産業費につきましては15億7,499万8,000円を計上しております。主な事業内容は、鳥獣害の総合対策事業、有害鳥獣捕獲事業、草地林地一体的利用総合整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、下水道事業特別会計繰出金、集約化施設促進事業、治山林道維持補修費、水産業振興対策などでございます。

商工費につきましては12億4,812万3,000円を計上しております。主な事業内容は、小口融資事業、経営安定資金融資事業、企業立地促進支援事業、観光協会補助金、観光客誘致対策事業などでございます。

土木費につきましては26億2,651万8,000円を計上しております。主な事業内容は、市道補修事業、それから社会資本整備総合交付金事業等による市道改修事業、下水道事業会計繰出金、市営住宅維持修繕費及び管理費などでございます。

消防費につきましては13億2,016万5,000円を計上しております。主な事業内容は、消防・救急デジタル無線整備事業、消防自動車購入事業、小型動力ポンプ購入事業、消防詰所新築事業などでございます。

教育費につきましては16億9,483万7,000円を計上しております。主な事業は、竹原小学校耐震補強事業、下呂小学校屋内運動場改築測量設計業務、それから文化財保護費、学校給食センター管理運営費、第67回国民体育大会ぎふ清流国体リハーサル大会及び準備費などでございます。

災害復旧費につきましては、平成22年7月11日から13日に発生の豪雨により被災した林道（萩原町四美の根越線、金山町登呂瀬線）の復旧を平成23年度の県の治山事業として行うことになっておりますし、当市の林道災害復旧事業もあわせて施行するために1,586万1,000円を計上しております。

公債費につきましては、市債及び一時借入金に係る償還元金・利子と縁故債の一部を繰り上げ償還することに伴い、29億4,573万円を計上しております。

予備費については3,200万円を計上しております。

次に311ページをお開きください。給与費明細書でございます。特別職の表で一番下、比較欄の合計欄をごらんください。職員数、報酬の減は、主に選挙に係る投票・開票・立会人及び国勢調査員の減等でございます。給料、期末手当の減は、条例に基づく支給率の引き下げによるものでございます。共済費については、地方議会議員年金制度が平成23年6月1日廃止となることによる負担の増が主なものでございます。

312ページをお開きください。一般職の総括です。比較欄で見ますと、職員数は18名の減となり、それに伴う給与費と共済費の合計では2,834万2,000円の減額となっております。下段につきましては、職員手当の内訳でございます。

313ページから321ページまでは、給料、手当の増減額の明細及びその状況となっております。

また、322ページから328ページは債務負担行為の調書でございます。

最後の329ページにつきましては地方債の調書で、表の右側一番下の合計額でございますが、271億675万円は23年度末の起債残高見込み額でございます。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次は特別会計でございます。

続きまして、特別会計の説明を申し上げます。なお、詳細説明につきましては予算委員会で各担当部

局より説明をいたしますので、概要のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、特別会計予算書の1ページをお開きください。

議第45号 平成23年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,879万9,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、予算の流用をすることができる場合を定めるものでございます。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、2ページからの第1表 歳入歳出予算の個表となります。

歳入のうち、国保税につきましては、前年度と比較して6,630万8,000円の増額を見込んでおります。同じく、国庫支出金は4,010万4,000円の増、療養給付費等交付金が3,957万円の増、後期高齢者交付金が7,382万4,000円の減、一般会計及び国民健康保険基金よりの繰入金は1億1,319万1,000円の減、繰越金は6,057万1,000円の増を見込んでおります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業費拠出金などでございます。

39ページをお開きください。

議第46号 平成23年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,618万1,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、40ページからの第1表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

全体予算では前年度比844万6,000円の減となりまして、歳入は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金が主なものでございます。

歳出の主な事業内容は、後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

続きまして51ページをお開きください。

議第47号 平成23年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,666万3,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、予算の流用をすることができる場合を定めるものでございます。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、52ページからの第1表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

歳入については、サービス収入と一般会計繰入金が主なものでございます。主な事業内容は、小坂老人保健施設のサービス事業費、居宅予防サービス計画の事業費、小坂老人保健施設に係ります償還元金・利子であります。

続きまして79ページをお開きください。

議第48号 平成23年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,830万4,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、予算の流用をすることができる場合を定めるものでございます。

予算議決の対象となります。款項ごとの金額は、80 ページからの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

歳入のうち、保険料につきましては、ほぼ前年並みとなっております。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等は、それぞれ増額となっております。

歳出の主な事業内容は、介護サービス等の保険給付費、介護認定に係る経費及び地域支援事業であります。

続きまして 121 ページをお開きください。

議第 49 号 平成 23 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2,330 万円と定めるものでございます。

第 2 条の地方債につきましては、「第 2 表地方債」によるものでございます。

第 3 条は、一時借入金の限度額を 2 億円と定めるものでございます。

第 4 条は、予算の流用をすることができる場合を定めるものでございます。

予算議決の対象となります。款項ごとの金額は、122 ページからの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

124 ページをお開きください。

第 2 表の地方債につきましては、遠方監視システムの整備、小坂、萩原、馬瀬、下呂、金山の各簡易水道施設の配水管の口径及び布設がえ事業など 6 件の事業に係ります。起債の限度額を 2 億 2,310 万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

125 ページをお開きください。

歳入につきましては、使用料、一般会計繰入金、市債が主なものでございます。

歳出の主な事業内容は、遠方監視システム整備、小坂、萩原、馬瀬、下呂、金山の各簡易水道施設の配水管口径変更及び布設がえ事業などの簡易水道施設整備事業と、簡易水道施設の維持管理費及び簡易水道事業債に係る償還元金・利子であります。

149 ページをお開きください。

議第 50 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計予算でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 6,550 万円と定めるものでございます。

第 2 条の債務負担行為につきましては、「第 2 表債務負担行為」によるものでございます。

第 3 条の地方債につきましては、「第 3 表地方債」によるものでございます。

第 4 条は、一時借入金の限度額を 10 億円と定めるものでございます。

第 5 条は、予算の流用をすることができる場合を定めるものでございます。

予算議決の対象となります。款項ごとの金額は、166 ページからの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

153 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為につきましては、水洗便所等改造資金利子補給金につきまして支給限度額を文言で定めるものでございます。

154 ページをお開きください。

第 3 表 地方債につきましては、起債の限度額を 1 億 7,780 万として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものです。平成 23 年度は、下呂処理区の管路布設工事、萩原処理区の管路布設工事などを予定しております。

155 ページをお開きください。

歳入については、分担金及び負担金、使用料、一般会計繰入金、市債が主なものです。

歳出の主な事業内容は、下呂・萩原処理区における管路布設工事、舗装復旧工事などの施設整備費と、下水道施設の維持管理費及び下水道事業債に係る償還元金・利子でございます。

続きまして 187 ページをお開きください。

議第 51 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,090 万円と定めるものでございます。

第 2 条の地方債につきましては、「第 2 表地方債」によるものでございます。

第 3 条は、一時借入金の限度額を 5,000 万円と定めるものでございます。

第 4 条は、予算の流用をすることができる場合を定めるものでございます。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、188 ページからの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。

190 ページをごらんください。

第 2 表の債務負担行為につきましては、医療機器の整備に係る起債の限度額を 1,830 万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

191 ページでございますが、歳入については診療収入、一般会計繰入金が主なものでございまして、歳出の主な事業内容は、診療を行うための医業費、施設整備費と小坂診療所の管理運営費及び診療施設に係る償還元金・利子でございます。

215 ページをお開きください。

議第 52 号 平成 23 年度下呂市下呂財産区特別会計予算。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 657 万と定めるものでございます。

予算議決の対象となります款項ごとの金額は、216 ページからの第 1 表 歳入歳出予算の個表のとおりとなります。主な事業内容は、管理運営費、造林事業費、林道開設事業負担金であります。

続きまして 227 ページをお開きください。

議第 53 号 平成 23 年度下呂市水道事業会計予算でございます。

第 2 条の業務の予定量は、給水件数 3,190 件、年間総給水量 182 万 9,000 立米、1 日平均給水量 5,010 立米を予定しております。主要な設改良事業として、配水管新設・改良事業合わせて 4,240 万円、東上田の新浄水場の建設工事に 3 億 3,362 万 9,000 円を計上しております。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、事業収益 2 億 6,411 万 4,000 円、事業費用 1 億 7,791 万 6,000 円を予定しております。

次のページでございますけれども、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入 2 億 6,874 万 6,000 円、資本的支出 3 億 9,157 万 9,000 円を予定しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 2,283 万円は、当年度の損益勘定留保資金、また建設改良積立金等で補てんすることとしております。

第 5 条は、新東上田浄水場の電気機械整備工事費に充てる企業債について、限度額を 2 億円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

第 6 条は、一時借入金の限度額を 2 億円、第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費 2,543 万 8,000 円、第 8 条では、棚卸資産の購入限度額を 300 万円とそれぞれ定めております。

続きまして 259 ページをお開きください。

議第 54 号 平成 23 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条の業務の予定量は、年間入場者数 20 万 9,000 人、1 日平均入場者数 573 人を予定しております。建設改良事業として、市倉かやぶき屋根ふきかえ工事などで合計 990 万円を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、事業収益 2 億 9,573 万円、事業費用 2 億 9,509 万 2,000 円を予定しております。

260 ページでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的支出 1,130 万円を予定しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,130 万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることにしております。

第5条は、一時借入金の限度額を 3,000 万、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費を 4,829 万 9,000 円、第7条では、棚卸資産の購入限度額を 3,000 万とそれぞれ定めております。

291 ページをごらんください。

最後でございますが、議第 55 号 平成 23 年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条の業務の予定量は、病床数 113 床、年間患者数、入院 2 万 5,550 人、外来 5 万 4,530 人、1 日平均患者数、入院 70 人、外来 205 人を予定しております。主要な建設改良事業として、市立金山病院整備事業 13 億 8,649 万円を計上しております。

次のページをごらんください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、事業収益 12 億 7,100 万円、事業費用 12 億 7,100 万円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入 13 億 4,522 万 3,000 円、資本的支出 14 億 1,955 万 9,000 円を予定しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7,433 万 6,000 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることにしております。

第5条は、市立金山病院の整備事業に充てる企業債について、限度額を 9 億 600 万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を 7 億円、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費 6 億 8,785 万 7,000 円、公債費 50 万円を、また第8条では、棚卸資産の購入限度額を 1 億 9,644 万 5,000 円にそれぞれ定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（大前武憲君）

これより本 12 件に対する質疑を行います。

なお、質疑につきましても予算特別委員会へ付託する予定でございますので、詳細な質疑は委員会でお願ひし、ここでは総括的な質疑とさせていただきます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第 44 号から議第 55 号までの上程 12 議案につきましては、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、議第 44 号から議第 55 号までの上程 12 議案につきましては、付託表

のとおり、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

追加日程がございますので、ただいまより配付いたします。

〔追加議事日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第1、議第56号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について及び追加日程第2、議第57号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての2件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議第56号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について及び追加日程第2、議第57号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての2件を日程に追加し、議題といたします。

◎議第56号及び議第57号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（大前武憲君）

議第56号及び議第57号について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

それでは1ページをお開きください。

議第56号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成23年2月28日提出。

提案理由でございます。下呂市職員を社団法人下呂温泉観光協会に派遣するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

4ページをお開きください。

条例要綱で御説明いたします。

公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正の理由でございますが、下呂市内観光協会の一体化に向けた事務を進めるため、また各種事業の遂行における社団法人下呂温泉観光協会との連携を密にするため、同協会に下呂市職員を派遣することができるよう、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。(1)職員を派遣することができる団体として、一般社団法人または一般財団法人(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第1号)を加えるものでございます。これは第2条第4号の関係でございます。

(2)として、この条例は平成23年4月1日から施行します。附則の関係でございます。

次に5ページをお開きください。

議第57号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成23年2月28日提出。

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

11ページをお開きください。

条例要綱で御説明いたします。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1番、改正の理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、地方公務員法第17条に基づく一般職非常勤職員等の非常勤職員が「在職期間1年以上」等の要件を満たす場合に育児休業等を取得できるよう、当該条例の一部を改正するものです。

概要でございます。(1)育児休業をすることができない職員として、①一般職の任期付職員の採用に関する条例により任期を定めて採用された短時間勤務職員(第3号)、②一定要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員(第4号)、以上二つを加えるものでございます。第2条関係です。

(2)非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日について、該当する事由に応じて、①として、子の1歳到達日(第1号)、②子が1歳2ヵ月に達する日(育児休業の期間は最長1年間とします)(第2号)、③として、子が1歳6ヵ月に達する日(第3号)を加えるものです。これは第2条の2の関係でございます。

(3)として、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、①として、第2条の2第3号に該当すること(第6号)、②任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする(第7号)を加えるものです。以上が第3条の関係です。

(4)として、2号の追加に伴う規定の整備(第1号)、部分休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)(第2号)を加えるものです。第18条の関係です。

(5)として、非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。))について部分休業をすることができることとしたことに伴う規定の整理(第1項)及び、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内(最長2時間)で行うものとし、育児時間を取得している場合には、当該範囲内で、2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲内とすること(第3項)を規定するものです。これが第19条の関係でございます。

(6)として、この条例は平成23年4月1日から施行します。附則の関係です。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大前武憲君)

これより本2案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

18番 山下一彦君。

○18番(山下一彦君)

もう帰らんならん時間やで早くおきますが、この改正の理由の、公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部のですね、下呂市内観光協会の一歩化に向けた事務を進めるためということ、非常に合併以来8年になりましてこの方向に向いてきたんでよかったかなと思うんですが、大体目標をどれぐらいに置いてみえるか、もしわかったら教えていただけませんか。期限です。

○議長(大前武憲君)

観光商工部長。

○観光商工部長(曾我満利君)

できれば23年度に行いたいんですが、いろいろと事情もあるかもしれないので、なるべく早くやりたいということに思っています。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第56号及び議第57号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、総務常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第56号及び議第57号につきましては、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大前武憲君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日3月1日は休会でございます。次の会議は3月2日午前10時より本会議となりますので、定刻までに御参集ください。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

午後5時42分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年2月28日

議 長 大 前 武 憲

署名議員 3番 日 下 部 俊 雄

署名議員 4番 中 島 博 隆